

平成26年9月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年9月5日(金)午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案趣旨説明
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 報告第6号 滋賀県市町土地開発公社清算報告について
- 日程第7 報告第7号 平成25年度愛荘町の財産健全化判断比率等の報告について
- 日程第8 議案第51号 愛荘町自然観察の森設置および管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 愛荘町保育後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第57号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第58号 町道の路線の廃止につき議決を求めることについて
- 日程第16 議案第59号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第17 議案第60号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第61号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第62号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

号)

- 日程第20 議案第63号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第64号 平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第22 議案第65号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第23 議案第66号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第24 議案第67号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第25 議案第68号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第26 議案第69号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第27 議案第70号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

出席議員(14名)

1番 上林村治君	2番 西澤桂一君
3番 伊谷正昭君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 河村善一君	8番 小杉和子君
9番 本田秀樹君	10番 瀧すみ江君
11番 森隆一君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 吉岡ゑみ子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宇野一雄君	教	育	長	藤野智誠君											
総合政策部	長	林定信君	住	民	福	祉	部	長	川村節子君								
総	務	部	長	中	村	治	史	君	管	理	主	監	北川孝司君				
収	納	管	理	主	監	小	杉	善	範	君	環	境	対	策	主	監	北川徹君
産	業	建	設	部	長	北	川	元	洋	君	教	育	管	理	部	長	青木清司君
教	育	主	監	上	田	仁	紀	君	健	康	推	進	課	長	酒井紀子君		
福	祉	課	長	岡	部	得	晴	君	建	設	・	下	水	道	課	長	中村喜久夫君
人	権	政	策	課	長	本	田	康	仁	君	生	涯	学	習	課	長	山本隆男君
総	務	課	長	大	橋	靖	子	君	住	民	課	長	徳	田	郁	子	君
商	工	観	光	課	長	廣	瀬	猛	君	農	林	振	興	課	長	藤居祐司君	

事務局職員出席者

議会事務局長 上 林 忠 恭 書 記 宮 崎 淳

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。また、平成26年9月の定例会に全員出席していただきまして本当にありがとうございます。

さて、朝夕めっきり涼しくなっ来てまいりまして過ごしやすいなっ来てまいりました。夏の疲れもまたこれからぼちぼちと皆さんに出てくるかと思ひますけれども、体調の方をしっかりと完備していただきたいとそうひ思ひております。また、今朝ほど雨が降り雷が鳴ったということで天候に不十分なために秋の収穫にも影響するかと思ひておりますが、それにつきましても皆さんまたこれから体調なり、またそういう面でもしっかりとやっていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、はじめさせていただきます。ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

よって、平成26年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、本田秀樹君、10番、瀧 すみ江君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より9月25日までの21日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの21日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第3 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、早朝よりご出席賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は議員各位におかれましては、町政各般に渡りまして格別のご支援ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本年は全国的に台風や長雨が多かった8月であります。また、西日本を中心とした大雨と日照不足につきまして30年に1回以上の割合で起きる異常気象との見解が示されております。

特に台風11号来襲以降の局地的豪雨などによりまして、福知山市街地を中心とした河川の氾濫などにより、学校施設を含む公共施設や住居に土砂の流入や冠水・浸水するなど甚大な被害が発生いたしました。

また、広島市においても19日深夜から20日未明にかけての局地的豪雨による土砂災害により、一部の地域で大災害が発生いたしました。72の方がお亡くなりになり、未だ2人の方の安否がわからないという甚大な被害となっております。また、大阪府池田市や北海道の礼文島などにおきましても、土砂災害などにより甚大な被害が発生いたしております。お亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみを申し上げます。

また、怪我そして住宅の損壊など、その他の被害に遭われました多くの方々に対しましても心からお見舞いを申し上げます。被災された方々が1日も早く安全で安心な日常生活に戻れますよう、お祈りを申し上げますと存じます。

愛荘町におきましても、今年度に入りまして、台風8号の来襲予測が出ました時に、関係職員を招集し、タイムライン、いわゆる事前防災構造計画でございますが、それらの設定を行い、その後、台風11号の来襲や8月15日から17日早朝にかけての暴風雨が発生し、台風11号に関しましては愛知川の水位上昇などが予測いたしましたので、第3配備体制をとり、万全の体制で臨み、一部の地域に避難準備情報・避難勧告を発令いたしました。大事には至らず、発令後2時間30分で解除をさせていただきました。

しかし、町道の一部法面崩壊や、山間部において町道への土砂の流出などが発生いたしました。町道の法面崩壊につきましては、既に復旧いたしております。土砂流出につきましては、関係機関とともに調査の上、対応してまいることといたしております。今後とも、地震や風水害など発生が予測されます自然災害に備え、現在県に照会をかけております地域防災計画に基づき、防災減災はもとより、タイムラインの徹底など有事の際には万全の体制で臨んでまいることといたしております。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。人事案件1件、報告案件2件、条例制定ならびに改正条例議決案件7件、町道の廃止・認定案件2件、平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）、平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、また平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをはじめとする6特別会計の歳入歳出決算の認定を求めることについて、合わせて23案件を提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要をご説明申し上げます。まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名に退職の申し出があり、国において認められましたので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

次に、報告案件につきましては、本年3月に解散いたしました滋賀県市町土地開発公社にかかる清算報告、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき平成25年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告をするものでございます。

次に、条例制定ならびに改定条例議決案件7件につきましてご説明申し上げます。

議案第51号 愛荘自然観察の森設置および管理に関する条例の制定につきましては、身近な自然を理解し大切にすることを育み、自然と共存する社会を目指すため、施設整備を行ったものでございまして、この施設の設置および管理に関する事項を定める条例の制定につき議決をお願いするものでございます。

次に、議案第52号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定および議案第53号愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定ならびに議案第54号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども子育て支援法による新制度の開始や児童福祉法の一部改正による新基準の設定に伴い、関連条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第55号 愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連条例の規定について所要の改正をお願いするものでございます。

議案第56号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例につきましては、関連法律施行令により規制されております地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置の適用開始期間の延長は、国においてなされなかったことに伴う所要の条例を廃止するものでございます。

議案第57号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、母子および寡婦福祉法が母子および父子ならびに寡婦福祉法に改められ、平成26年10月1日より施行されることに伴い、町条例における関連条文の改正をするものでございます。

次に、議案第58号および議案第59号 町道の路線の廃止・認定につき議決を求めることにつきましては、廃止路線1件、認定路線6件につきまして議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号より議案第63号までの平成26年度愛荘町一般会計および3特別会計にかかる補正予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第60号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,052万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億565万6,000円とするものでございまして、歳入の主なものとしたしましては、マイナンバー制導入に伴い、システム設備に充当いたし

ます国庫補助金 896 万 6,000 円を増額、県支出金のみ財源でありました子育て支援緊急整備事業補助金が一部国庫支出金の対象となりましたので保育緊急確保事業補助金として 1,722 万 4,000 円を増額、合わせて県支出金保育緊急確保事業補助金として 1,056 万 9,000 円の増額でございます。さらに、滋賀中央銀行からの寄付金、滋賀県市町開発公社解散による残余財産処分に伴う配当金等を予算計上するものでございます。

歳出につきましては、8月9日から10日にかけて発生いたしました台風11号に伴い、職員による第3配備体制を取りましたので、職員にかかる時間外手当等職員手当 244 万 2,000 円、災害修繕費等といたしまして、愛の郷の屋根修繕 39 万 6,000 円、秦荘保健センター外壁ガラス破損修繕 37 万円の増額のほか、マイナンバー制度システム開発委託料 1,104 万 8,000 円、予防接種法の改定に伴います水痘予防接種等の委託料 1,621 万 6,000 円などを予算計上するものでございます。

次に、議案第61号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 74 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,198 万 9,000 円にするものでございます。

次に、議案第62号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,649 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 1,834 万 4,000 円にするものでございます。

次に、議案第63号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、町債の増額により財源更正をするものでございまして繰入金 20 万円を減額し、町債 20 万円を増額するものでございます。

次に、平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出予算および6特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、決算の概要につきましてご説明申し上げます。なお、単位 1,000 円以下は切り捨ててご説明を申し上げます。

まず、平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額 93 億 9,113 万 4,000 円、歳出総額 88 億 416 万 8,000 円となり、歳入から歳出を差し引いた差引額は 5 億 8,696 万 5,000 円の黒字となりました。この黒字額により繰越明許費および事項繰越額の財源を差し引いた実質収支額は 4 億 9,121 万 1,000 円となったところで

ございます。平成25年度は小学生の医療費無料化やスマートインターチェンジ関連事業、東部公園整備地区の一般会計買戻しなど、ソフト・ハード両面ともに積極的な事業を行った結果、平成24年度に比較し、歳入歳出ともに対前年度比増額となったところでございます。

町の借金であります地方債の年度末残高は87億5,325万5,000円となりました。繰上償還を行うことにより、できるだけ起債残高が減少するよう努めているところでございます。また、今年度に地方交付税で70%が補てんされる合併特例債の残高につきましては25億6,161万7,000円となっております。

一方、財政調整基金など町の積立基金につきましては、平成25年度末に2億7,382万3,000円を積み立てますとともに、合併特例債を財源といたしました合併推進基金2億円余りを積み増し、平成25年度末起債残高は41億2,269万8,000円としたところでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められております実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の財政健全化4指標につきましては、いずれもクリアしております。健全財政を維持しているものでございます。

次に、各特別会計の歳入歳出決算でございますが、まず住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額85万4,787円、歳出総額85万4,787円で実質収支額0円となりました。新たな貸付を行っておりませんが、借入者からの返済による元利収入のみ継続することとなっております。

次に、土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額4,787万2,962円、歳出総額4,787万2,962円となりまして、実質収支額0円となっております。この特別会計で保有しております年度末財産につきましては平成25年度で一般会計に払い戻しを行いました結果、年度末では0となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額17億9,004万9,509円、歳出総額17億3,674万4,101円、実質収支額5,330万5,408円となりまして、25年度末における被保険者数は4,647人でございましたので、前年度と比較しますと78人の減となったところであります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1億4,315万909円、歳出総額1億4,255万5,147円、実質収支額59万5,762円となりました。この特別会計につきましては、被保険者からの医療保険を滋賀県後期高齢者

医療広域連合へ納付するものでございます。

25年度末における被保険者数は2,260人と昨年度より29人の減となります。高齢者の医療費にかかる被保険者の負担は概ね10%でありますので、国県など公費負担分を含めて広域連合で支払った高齢者の医療費は25年度決算で愛荘町分として19億7,000万円を給付したこととなっております。

次に、介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額12億5,803万2,890円、歳出総額12億4,257万4,134円、実質収支額1,545万8,756円となりました。25年度末における被保険者数は4,342人と昨年度より110人の増となっております。

特別会計最後の下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額12億1,923万4,881円、歳出総額12億1,154万5,586円、実質収支額768万9,295円となります。平成25年度末におけます下水道普及率は98.7%、水洗化率は88.3%となります。起債残高は前年度比2億8,699万5,000円減の106億614万5,000円であります。

以上、23議案につきまして、平成26年9月町議会定例会に提案させていただきます。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第4 一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 西澤桂一君

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

〔2番 西澤桂一君登壇〕

○2番（西澤桂一君） 皆さん、おはようございます。質問に入ります前に一言ちょっとお断りしておきたいと思えます。私は1問1答ということでお願いしていたんですけども、私の解釈は1問ごとに質問して答弁いただいて、また再質問、それを繰り返していくというようなことを思っていたんですが、昨日確認いたしましたところ、全質問を先にやれと、そのあとで質問をと、このようなご指示をいただきましたので、そういう方向で本日させていただきます。よろしくお願ひします。

この4月から消費税が5%から8%に引き上げられた。その目的は社会保障制度を

財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革とされている。しかし、平成26年6月18日、「地域医療・介護推進法」が成立した。これは約650万人もいる団塊の世代が70歳に達する2025年75歳以上人口が総人口の5分の1を占めることになる。

75歳以上いわゆる後期高齢者は罹病率も高く、また入院する傾向も強い。一人当たりの医療費が年間89万円で65歳未満の約5倍、介護サービスのニーズも75歳を境に急激に増える。

その結果、医療給付費は今の37兆円が54兆円に、介護給付費は10兆円が21兆円に膨らむと見込まれ、年金や福祉を含む社会保障給付費は2014年度の115兆円から2025年度には151兆円に達すると言われている。

つまり、2025年度には高齢化の進展により病人や要介護者の急増で制度が持たなくなる恐れが高く、サービスや負担を大きく見直すというものである。消費税引き上げに際し、国民に説明された目的は何だったのかという思わざるを得ないほど、国民にとっては負担増、急縮小という厳しい改正である。

内容的には、介護保険において負担面では一定の所得のある人の自己負担割合を1割から2割に引き上げる。サービス面では介護の必要度が比較的低い要支援向けの通所・訪問介護を介護保険から市町村事業に移す。特別養護老人ホームへの新たな入居基準を原則要介護3以上にする。医療分野では医療機関の役割分担を見直し、高齢者の医療・介護サービスを時々入院を在宅とする、症状が落ち着けば在宅医療や在宅介護に持っていくというものである。

高齢化、人口減、財政難の三重苦を乗り越え、制度を維持するための改正と言われるが、国民に不安を与える福祉になってはならない。

このような国の大きな流れにあって、住民に一番近いところにある市町にあっては国や県が示すところの政策だけを忠実に実行するのではなく、その流れの中にあって自分の町の実態に合った政策を推し進めべきであると考え。例えば、人口の高齢化率を見た場合、平成24年10月1日現在、国では65歳以上が24.1%、都道府県別に見た場合、高いものは秋田県で30.7%、最も低いのが、沖縄県で17.7%、滋賀県では低い順で全国第5位の21.6%である。愛荘町の26年度見込みは約4,400名で20.4%、県平均よりも低い。このように、市町によってその実態は大きく違う。もちろん現状だけを見るのではなく、将来見通しも含めて今何をすべきなのかを考えるこ

とが大切である。

それでは、まず町長にお尋ねをいたします。1つ目です。町政として大事なものは国や県の方針や基準をそのまま受けることだけではなくて、できる限り自分の町の実態に合わせることです。よく行間を読むこと、隙間を埋めることが大事であると言われていますが、まさにそのとおりであると思います。特に福祉行政にあつては人の命、生存にかかるものが多く、いわゆる弱者救済という精神のもと、町民一人ひとりの実態をしっかり把握してきめ細かい対応を進めるべきであると思います。基本的な認識としてお尋ねをいたします。

2点目です。先に成立した地域医療・介護推進法は我が町にとってどのような影響および問題点があると考えておられるのかお聞きをいたします。

3点目です。特に重要なのは介護の必要度が比較的低い要支援向けの通所（デイサービス）や訪問介護を、介護保険から市町村事業に移すことであります。これまで訪問介護と通所介護を利用していた人たちの対応です。今までは介護保険の中でサービス内容や料金が決まっておりましたが、今後は市町が決めることになります。これらの人に市町村事業としてどのようなサービスを提供していくのかです。小泉内閣時代、医療費を毎年2,000億円削減する政策が実行されました。その結果、医療現場は荒廃し、現在でもその尾を引いておりますが、今回の改正で医療に加えて、介護までが荒廃していく恐れが十分にあります。このためによりほどこしかりとした在宅医療、在宅介護の支援体制を構築する必要があります。市町の姿勢や財政力で町民が受ける質や負担が違ってきます。ほかの市町との横並び政策ではなく、愛荘町ならこそその政策をぜひ実施すべきであると考えます。このことについて問います。

4点目です。次に重要なのは担い手の問題です。介護の担い手不足は100万人とも言われておりますが、新たな担い手を掘り起こしていくことができるのかどうかです。国では介護事業所のほか、ボランティア、NPOの活用を想定していますが、地域事業もあり、確実に確保できるのか懸念されます。また、要支援サービスでは介護の初期段階で症状の悪化を防ぐ意味があります。検診で言う早期発見・早期治療と同じで従来のヘルパーに代わる新たな担い手の出番によりサービスの質や量の低下は懸念されます。従来よりサービスが落ちれば、かえって利用者の要介護度が増えることになり、本人や家族、財政的にも負担を増すことになります。

新たな担い手の確保および質の担保について民間だけに任せず、行政としても取り

組む課題であると思います。このことについてはどのように考えられるか問います。

5 点目といたしまして、私は以前、長野県の^{やすおかむら}泰阜村に行ったことがあります。福祉関係の仕事をしている人であれば、泰阜村と聞いただけで、どんなことかおわかりになるとと思います。

静岡県と愛知県の県境近くに位置し、車で行きますと中央高速飯田インターから山また山を約1時間、人口2,000人、高齢化38%（うち後期高齢者が25%）、あちらの谷に10軒、こちらの山の中腹に5軒、役場のあるところが村の中心部になりますが、その辺りでも30軒程度、役場は1階建て1フロア、奥まったところに町長の席があり、一目で全体が見渡せる、寒くなれば薪ストーブで暖を取る。そんな村ですが、20年も前から在宅診福祉に取り組み、福祉先進自治体として知られております。

以前は林業中心の村でありましたが、その他の産業、工場などもなく、林業の衰退に伴って村民のほとんどは浜松、豊橋方面など村外に働きに出ています。高齢化率が38%ですから、当然要介護者もかなりいます。村には病院も介護入所施設もありません。でも必要なサービスは十分受けて自宅で暮らし続けてほしい。村が責任を持ってお世話するという方針を掲げ、村営の診療所を中心に必要に応じて、1日に5回も6回も訪問介護を実施しております。共働き家族も多くみられますが、安心して働きにできる。家族介護に頼らない取り組みがされています。

いくら在宅とはいえ、1日5回も6回も訪問介護を受ければ、月に60万円程度の介護費がかかります。でも、介護保険限度超過分および本人負担の6割を村負担としていますから、本人負担が多くても1万5,000円ぐらいであり、国民年金受給額で賄えます。この他にも村独自の要介護者支援事業、在宅支援事業、地域介護予防活動支援事業、高齢者共同住宅「悠々長屋」など、きめ細かな取り組みが行われております。

平成10年来には市町村の合併問題が出ましたが、この村は合併により福祉施設の施策が低下することを懸念して合併しなかったと聞いております。もちろん、これらの事業にはここに至るまでの歴史があり、市町の規模、地域事情も違いますが、泰阜村の取り組みには多くの参考となることがあります。

在宅介護をしっかり支援する体制をつくり、住みよい住んでよかったと言えるまちにする、その思いが大切です。改正法は2017年度には全市町で実施することになります。今から種をまいてはどうでしょうか。

問います。6点目です。地域医療についてお尋ねをいたします。地域医療は住民が

安心して暮らすための早急の課題です。医師不足をはじめとする休日救急診療体制や小児科診療体制、産科問題などを、県や湖東医療圏での取り組みが主体となることは承知しておりますが、出生率が高い、高齢化が進んでいる等の愛荘町の実情から、愛荘町の医療をどうしていくのかという課題に正面から取り組んでいく必要があります。愛荘町には病院もない、直営診療所もない、こういった医療支援の少ない中で一般診療所頼みとして、こういった取り組みができるのか。ここまでは町として責任を持つという線が出せるのか。町民にこういった役割分担を求めていくのかです。そして、現状の医療資源に限界があるとした場合、町民の健康管理業務を含めた役目を持つ直営診療所の設置も考慮すべきであると考えます。愛荘町の地域医療に対する考え方、将来的な直営診療所の処置に対する考えを問います。

次に、住民福祉部長にお尋ねをいたします。先ほど愛荘町の高齢化率は26年度見込みで20.4%と申し上げました。町内には60の行政区（集落）がありますが、町全体の20.4%より高い集落が全体の3分の2を占めております。30%を超える集落が9、一方5%以下のところも5集落あります。現状は集落差が非常に大きいということです。

今いくつかの福祉関係計画が検討されておりますが、平均値でとらえるのではなくて、実態を反映させるべきであると思います。これらの計画においてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

2点目です。先に町長に対して愛荘町の地域医療に対する考え方をお聞きいたしました。町として、今まで本格的な取り組みはなかったと思います。むしろ医療行政は町単独で取り組める問題ではないという考えであったからでないかと感じています。平成25年3月に愛荘町の地域医療を考える報告書が出され、26年3月は（仮称）愛荘町版地域医療計画案が愛荘町の地域医療を考える検討会から出されています。ここから具体的な取り組みのスタートになるのだと思いますが、26年度は検討会の開催を中心に事業を進め、案ではない地域医療計画の策定を目指すと言われております。

少なくとも、26年度は地域医療計画の策定を目指すではなくて、策定をする、そして具体的に問題解決に向けて動き出す。こういったスピードが必要ではないかと思っております。このことについて問います。

次に、福祉課長にお尋ねをいたします。1点目、平成26年2月末現在、町内の要支援認定者は126名、要介護認定者は626名、合計752名、65歳以上に達する認

定率は 17.3～4%、施設に入所したくてもなかなかできない。特別養護老人ホームでは 200 人待ちとか、入所するまで 5 年以上かかるとか聞きます。一方、これを支える方ですが、親子といえども子どもも既に 65 歳以上・高齢の妻が夫を見ているなどの老老介護、未婚の子どもが親を看取っているケース、高齢者の独り暮らしと、支える方も大変であります。支え手の実態把握はできているのかどうかお尋ねいたします。

2 点目です。先日、平成 26 年度第 1 回介護保険運営協議会を傍聴しました。地域医療介護推進法が成立したことにより、この第 6 期介護保険事業計画は非常に大事な計画となります。その後、彦根市やすらぎふれあいの館（宅老所）を見学に行きました。彦根市では平成 26 年 4 月現在、各町で 11 ヶ所の宅老所が開設されています。

愛荘町でも各字でサロンを開催されておりますが、彦根市の宅老所は週 1 回以上開催で、週 2 回が 2 ヶ所、週に 3 回開催というところもありました。私が行った宅老所「陽だまりの家」には 15 人程度の方が集まっておられました。平均年齢 90 歳、92 歳・98 歳という人もおられましたし、ご夫婦参加されている方もおられました。簡単な算数や四字熟語、替え歌、座ったままの体操などが行われておりました。

使わなくなった民家を改修してボランティアにより運営されています。そして、彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱が決められていて、開設時の補助（建物の改装・改修費用など）、運営時の費用、開催回数に応じた補助、賃貸用の加算の補助などがあります。

愛荘町介護保険の中でも今後の課題と取り組みとして、地域資源事業において要介護状態になることを防ぐ取り組み、また要介護状態となっても、その状態が進まないようなサービスが大切であるとされています。自分のことは自分で守るから、地域のことは地域で守ると言われるようになってきましたが、この地域力を支援するのが行政の役割であります。

要介護 1 から 2 では、本来の目的である身体介護よりも生活支援サービスの利用が多いことから、彦根市の宅老所は非常に有効な取り組みと言えます。市町の独自事業として愛荘町でも積極的に検討すべきことだと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療制度について、住民課長にお尋ねをいたします。1 点目です。平成 25 年度の国民健康保険後期高齢者医療における「疾病別分類」において受診件数が多い順に上位 5 位まで、また「医療費」が多い順に同じく上位

5位までについて問います。

2点目です。国民健康保険、後期高齢者医療における一人当たり受診率および医療費を全体および年齢別（60歳未満、60～75歳未満、75歳以上の3段階）について問います。

3点目です。国民健康保険については終始バランスの取れない状態であることから、毎年一般会計からの繰り入れが行われておりますが、適正な財政運営のため、不正不当な請求を排除する必要があります。毎月医療機関から請求されるレセプトの審査について資格審査・内容審査は、どのように実施されているのか、ここ5年間の国保連合会に関する過誤請求の件数・金額について資格・内容別に問います。

次に、健康推進課長にお尋ねいたします。大切なのは町民の健康を守ること、その結果として、国民健康保険や介護保険等の負担を減らし、制度を維持することであると思います。そこでお尋ねをいたします。

1点目です。先に平成25年度組織目標の評価として検診結果について報告がありました。「胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん」、いずれも受診率は前年度を上まり、評価も○でありました。もちろん受診率の確保が前提になるのですが、がん予防対策の本来の目的は異常者の発見と、それに対する保健指導である、このように考えます。検診結果とそれに基づく指導状況について問います。

2点目です。第2期愛荘町国民特定健康診査等実施計画が昨年11月に作成されています。23年度の結果を見ますと、特定健診受診者の医療費と未受診者の医療費には大きな差が出ていると報告されています。受診率・医療費ともに高いのが生活習慣病関連疾病であることを考えれば、これへの対応が町民の健康維持、結果として医療費の抑制につながるものと考えます。

しかし、特定健診受診率は低く、その目標値さえ低く抑えられている。これから本格的な取り組みになるのだらうと思いますが、この計画の最終年度である平成29年度さえ60%、特定保健指導も同じく60%、これでは異常者の発見と、これに対する保健指導という検診本来の目的は達成できないのではないか。がん検診と同様に大事な検診であり、もっと受診率・保健指導率の向上に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。先ほど住民課長に健康保険および高齢者医療保険における疾病別上位5位までの報告をいただきました。このことと、検診結果との違いにあるかどうなの

か、その状況についてお尋ねをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

○町長（宇野一雄君） 西澤議員のご質問の平成26年6月18日に成立いたしました地域医療・介護推進法、いわゆる地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律だと思いますが、この対応についてお答えを申し上げます。

この法律は高齢化の進展に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増加する中、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保する必要があることから、地域において効率的かつ質の高い医療体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法などの関係法律について所要の整備等が行われたものでございまして、医療関係法は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など順次施行されることとなっております。

また、厚生労働大臣は関係者の意見を反映させるために必要な処置を講じた上で、地域における医療および介護を総合的に確保するための基本的な方針を定めることとされております。9月中旬以降に告示される予定となっており、その中に市町村の役割についても示されると聞き及んでおります。

まず、ご質問の第1点の町民一人ひとりの実態把握をし、きめ細かい対応を押し進めることについての基本的な認識についてでございますが、各種福祉計画などを策定する際、事前にアンケート調査を実施してございまして、アンケート調査によって住民のニーズ把握に努め、各種計画に反映しているところでございまして、愛荘町として独創性のある福祉行政を展開する必要があると認識をいたしております。

また、町民一人ひとりの実態を把握することは重要でございますが、これら実態把握は困難でもございますので、個別ケースにつきましては相談体制をより充実させ、対応していくことといたしております。

2点目の医療介護総合確保推進法、いわゆる先ほど申されました地域医療・介護推進法ですが、これらに対し本町にどのような影響および問題点があるのかについてでございますが、医療につきましては、病院中心から在宅医療中心となり、既に湖東圏

域においては彦根市立病院に併設され整備いたしました在宅医療などを推進するための医療複合施設「くすのきセンター」の設置など、一部手がけてはおりますが、地域で患者を支える体制の充実が急務ではないというように考えております。

介護につきましては、予防給付の見直しに伴う地域支援事業の充実や費用負担の公平化を図るとともに、第5期介護保険事業計画の基本方針でございます地域包括ケアシステムの構築を推し進めることといたしております。

今回の制度改正におきましては、事務的な負担増はもちろんでありますが、予防給付が地域支援事業に移行するなど町に課せられた課題は大きく、多様なサービスを展開するためには多くの担い手を育成する必要があると考えてございまして、地域の力となる地域包括ケアシステムの構築を急がなければならないと考えております。

併せまして、関係法律の施行日が近づいております、このことについての厚生労働省告示がまだ出ていない中で、一連の制度改正に伴う住民への周知が徹底できるのか心配な点もございます。

3点目の在宅医療・在宅介護の支援体制の構築を愛荘町ならこそその政策実施についてでございますが、現在第6期愛荘町介護保険事業計画策定委員会において検討いただいております第6期介護保険事業計画におきまして、愛荘町の課題を検証する中で独自性の高い計画を考えていただいております。計画作成後は計画に基づき、施策展開ができるよう努めてまいることといたしております。

4点目の新たな担い手確保および質の担保について、民間だけに任せず、行政として取り組む課題についてでございますが、一例といたしまして、町9月議会の補正予算で議決いただきました介護予防サポーター養成講座をはじめ、認知症相談員の養成を行うなど、介護予防に関わるボランティア養成講座の実施を予定をいたしております。

また、現在、社会福祉協議会が各自治会に依頼されている福祉推進員の方々にも担い手としてご協力をいただき、多くの福祉推進員の育成と資質の向上に社会福祉協議会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

また、講習を伴う有償ボランティア制度導入の検討や社会福祉協議会に事業委託いたしておりますボランティアセンターの情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務やボランティアに関する教育研修のあり方について検証を進めていただいているところでございます。

5点目の在宅介護を支援する体制をしっかりと作り、住みよい住んでよかったといえるまちづくりについてでございますが、事例としてあげていただいております長野県泰阜村につきましては、介護保険制度が創設される以前から村民あげて取り組まれていた中でご紹介いただいた事業を展開されてきており、泰阜村の大きな財産になっておるのではないかと感銘をいたしております。

愛荘町におきましては、昨年制定いたしました自治基本条例第1条で町民の福祉向上を図ることを目的といたしております、また第11条では協働のまちづくりを、いわゆる「自助・共助・公助」において推進することといたしております。

合併以前の旧町がお互いに取り組んでおりましたふれあいサロン活動は、今後高齢者の憩いの場として発展させる必要はございまして、地域での見守りや支え合い活動もそれぞれの地域事情に応じた形態で実施していく必要があると考えております。

特に、防犯・防災活動における支援体制と合わせて検証し、協働のまちづくりを地域と行政とが一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

6点目の地域医療についてでございますが、住民の皆さんに安心して暮らしていただくためには、地域医療の充実を不可欠なものと考えております。しかしながら、愛荘町の面積や地理的条件、人口推移や財政的負担等を考えた場合、直営診療所を設置することは困難と考えております。

愛荘町の中心から半径5キロ圏内には2つの病院と21の医科診療所がございますし、町内診療所の医師に訪問診療や往診をお願いすることもできます。愛荘町といたしましては住民が安心して暮らせる医療施設の確保のため、町内診療所の医師が疲弊せず、在宅医療が継続診療できるよう、診療医師の複数確保や訪問看護師、近隣の病院で支える体制づくりなど愛荘町の地域医療の確保に努めてまいります。

一方、滋賀県においては愛荘町を含む1市4町を湖東保健医療圏と定め、この地域を対象とした医師の確保、機能分化・連携に重点を置いた地域医療再生計画を策定していただいております。愛荘町内での医療過疎の分野は湖東医療圏域での対応が重要と考えております。

中でも、湖東医療圏域において医師密度の低い産科・小児科・精神科の医師確保につきましては、愛荘町といたしましても県に対し、地域医療体制の整備充実について要望をいたしているところでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 西澤議員のご質問のうち、福祉関係政策はきめ細やかに行うべきであるの7点目、福祉関係計画において、本町の各行政区の実態をどのように反映されているかについて、お答えいたします。

本年度、愛荘町では高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画をはじめとし、福祉課が3計画、子ども支援課が1計画、健康推進課が2計画と、今後の本町の福祉医療健康の柱となる多くの計画策定に着手しているところでございます。

各計画においては各々の特性を持った計画となるよう策定委員をお願いして、課題の検証などPDCAサイクルに基づき、今後の愛荘町での事業展開をご審議いただいているところであります。

ご質問いただいておりますとおり、計画を平均値でとられるのではなく、実態を反映すべきについてはご指摘いただいておりますとおり、高齢化率だけでも行政区単位では大きな格差が生じております。ほかにも年少人口や介護認定率など様々なデータを基に、事業の検証を行う必要があります。ただし、事業展開を行う場合において、行政区単位で行うものなのか、小学校区単位や中学校単位もしくは町全体として実施するものかによって、それぞれの事業において参照するデータの集積方法も異なります。

今後、福祉ニーズの増加と多様化が見込まれる中で、公的サービスの一層の充実を図る必要があることは言うまでもありませんが、すべて公的サービスのみで対応することは増々難しくなっております。このため、地域における助け合い・支え合いの活動が町民の皆さんとの協働で生活課題の解決に取り組む地域力の向上が一層求められております。

計画策定にあたっては、一般公募も含めた策定委員会において町民、事業所、行政が相互に補完しながら重層的な取り組みを進めるための施策をご審議いただいているところでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、8点目、(仮称)愛荘町版・地域医療計画の策定についてお答えをいたします。愛荘町では住民が安心して暮らせるための在宅医療や休日急病医療などのあり方を検討し、将来に向けて対応していける地域医療を模索するために、平成24年度から愛荘町の地域医療を考える検討会で意見交換や啓発活動をしてまいりました。

今年度は、愛荘町でできる在宅医療は何か、愛荘町の医療はどのような取り組みが

必要か等について意見交換し、今後地域保健医療圏域や町で地域医療計画を策定する場合の参考資料となる（仮称）愛荘町版・地域医療計画としてまとめる予定でございます。

地域包括ケアシステムを構成する5本柱の1つである医療が「介護・予防・住まい・生活」と有効的に機能していくためにはどうあるべきか、現在国や県で検討されております地域医療構想に注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、西澤議員のご質問のうち、介護保険についてお答えいたします。

介護保険制度が創設されて14年余りが経過し、その間、市町村合併により愛荘町が誕生するなど、制度創設時とは社会情勢も大きく変革してきています。本町における介護保険は、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症における徘徊が大きな課題となっており、「自助・共助・互助・公助」などにおける協働のまちづくりにより、住み慣れた地域で誰も安心して暮らせるために、地域における助け合いの仕組みづくりを再構築しなければなりません。

ご質問いただいております9点目の支え手の実態把握ができているかについては、介護認定者については介護支援専門員が月1回はモニタリングを本人や家族、介護者へ実施をされており、相談や困難ケースについては地域包括支援センターが窓口として個別に対処しております。認定を受けられていない方については、家族や民生委員児童委員などが地域包括支援センターへ相談される中で、介護者への状況を把握しているところです。

全体的な実態把握としては、介護保険事業計画策定時におけるアンケート調査において、「介護者の思い」などを集約しています。

10点目のご質問の宅老所を独自事業として積極的に検討すべきではについては、8月25日に開催しました第5回高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画策定委員会においても、宅老所についてのご意見をいただいたところです。

本町としては、現在まで各自治会にお願いし、高齢者の集える場としてふれあいサロン活動を展開しています。彦根市が実施されている宅老所は学区単位に設置するこ

とを目標とされており、事業実施時における民家改修などの助成制度や運営においても助成がなされており、介護保険地域支援事業において対応されています。

住み慣れた地域で誰もが安心して生活するためには、すべての自治会において高齢者が集える場としてふれあいサロン活動の定着を図るとともに、内容面についても充実を図る必要があります。

このことを実現するまでの限定的な期間事業として、学区単位で憩いの場として宅老所の実施について検討しているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民課長。

〔住民課長 徳田郁子君登壇〕

○住民課長（徳田郁子君） 西澤議員ご質問のうち、国保・後期医療の受診実態についてお答えいたします。

まず、11点目の国民健康保険後期高齢者医療における疾病分類の受診件数・医療費別上位5位までについて、平成25年3月から平成26年2月診療分の平成25年度の疾病大分類による状況でございますが、国民健康保険の受診件数の多い順では、「第1位が高血圧症・心疾患や脳梗塞などの循環器系の疾患、第2位が骨折などの損傷・中毒およびその他の外因の影響、第3位が齶蝕・胃や十二指腸などの消化器系の疾患、第4位が糖尿病などの内分泌・栄養および代謝疾患、第5位が風邪・肺炎や気管支炎などの呼吸器系の疾患」の順となっております。

医療費の多い順につきましては、「第1位が循環器系の疾患、第2位が（悪性）新生物、第3位が損傷・中毒およびその他の外因の影響、第4位が関節症・椎間板の障がいや腰痛症などの筋骨格系および結合組織の疾患、第5位が消化器系の疾患」でございます。

後期高齢者医療における受診件数の多い順につきましては、「第1位が循環器系の疾患、第2位が筋・骨格系および結合組織の疾患、第3位が内分泌・栄養および代謝疾患、第4位が消化器系の疾患、第5位が損傷・中毒およびその他の外因の影響」の順となっております。

また、医療費の多い順につきましては、「第1位が循環器系の疾患、第2位が損傷・中毒およびその他の外因の影響、第3位が（悪性）新生物、第4位が消化器系の疾患、第5位が腎不全・前立腺肥大などの腎・尿路・生殖器系の疾患」でございます。

国民健康保険、後期高齢者医療の受診件数・医療費ともに、高血圧症・心疾患・脳

梗塞などの循環器系の疾患が1位という状況でございます。

次に、12点目の国民健康保険、後期高齢者医療における一人当たりの受診率・医療費別・年齢別についてのご質問でございますが、国民健康保険における一人当たりの受診率につきましては平成25年度月平均で全体が117.74%、60歳未満では83.10%。60歳から75歳未満では138.68%、75歳以上の後期高齢者医療では214.63%という状況でございます。

一人当たりの年間医療費につきましては、全体で29万1,407円、60歳未満で18万1,227円、60歳から75歳未満では36万7,687円、75歳以上の後期高齢者医療では94万5,015円となり、75歳以上の方の医療費は60歳から75歳未満の方の2.57倍という状況でございます。

次に、13点目のレセプト審査についてでございますが、当月に請求があった保険医療機関等のレセプトは滋賀県国民健康保険団体連合会において、他保険者分の混入がないか、被保険者証の記号番号は正確か等の資格点検と、診療報酬点数の査定算定方法や点数に誤りがないか、その疾病に見合った投薬はされているか等の内容点検を一次審査として行い、資格点検で保険者での再確認が必要なものについては町で審査を行っております。

また、レセプト点検につきましては、本来保険者で実施するものでございますが、専門的知識を有する人材の確保が容易ではないことから、国民健康保険団体連合会において被保険者単位に、保険医療機関等を連続した6ヵ月で一次審査ではできない縦覧・横覧突合等の給付確認の点検を行っております。

国民健康保険団体に対する過誤調整および再審査の状況につきましては、資格関係では平成21年度が566件(620万6,113円)、平成22年度が594件(655万8,452円)、平成23年度が508件(741万4,606円)、平成24年度が480件(891万2,657円)、平成25年度が419件(615万2,962円)という状況でございます。

請求内容関係につきましては、平成21年度が265件(47万6,041円)、平成22年度は343件(90万6,195円)、平成23年度が165件(58万4,784円)、平成24年度が185件(37万9,607円)、平成25年度が186件(260万124円)でございます。

再審査を行った件数・金額につきましては、平成21年度が635件(5,906万9,292円)、平成22年度が729件(8,660万3,419円)、平成23年度が253件(3,279万

5,294 円)、平成 24 年度が 328 件 (4,873 万 2,720 円)、平成 25 年度が 291 件 (3,951 万 5,855 円) でございます。今後におきましても資格給付等の点検・検査を充実させ、さらに医療費の適正化に努めたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長 (吉岡 弘 ミ子 君) 健康推進課長。

[健康推進課長 酒井 紀子 君 登壇]

○健康推進課長 (酒井 紀子 君) 西澤議員のご質問の 5 検診についてお答えいたします。

14 点目のがん検診における検診結果と指導状況についてですが、がん検診は死亡率の低減を目的にがん予防対策として実施しています。平成 25 年度の各がん検診の結果は胃がん検診、40 歳以上受診者 654 人中、要精密検査 27 人 (うち 26 人受診済み) でがん発見数は 0 件でした。

次に、大腸がん検診、40 歳以上受診者 1,359 人中、要精密検査 75 人 (うち 55 人受診済み) でがん発見数は 1 件でした。

次に、子宮頸がん検診、20 歳以上受診者 654 人中、要精密検査 6 人 (うち 5 人受診済み) でがん発見数は 0 件でしたが、前がん状態の発見は 3 件でした。

次に、乳がん検診、40 歳以上受診者 425 人中、要精密検査 57 人 (うち 55 人受診済み) でがん発見数は 4 件でした。

最後に肺がん検診、40 歳以上受診者 590 人中、要精密検査 8 人 (全員が受診済み) でがん発見数は 0 件でございました。

指導状況としましては、検針結果については受診者全員に文書にて結果をお知らせし、精密検査が必要と判定された方には、必ず検査を受けられるよう手紙や電話・家庭訪問にて、その必要性を説明しています。高齢であるとか、持病や障がいにより精密検査を受けることができないという方もおられ、それぞれの専門医に相談されるよう指導しています。

次に、15 点目の特定健診受診率および特定保健指導実施率についてお答えします。特定健診の受診率の目標値は単一健保や共済組合で 90%、市町村国保は 60%と医療保険者ごとに国で設定されています。各市町はこれを目安に計画書の中で町の目標値を設定しています。

健診はどの健診も対象者全員に受診していただくことを目指していますが、既に治療中の方や障がい等に等により健診を受けられない方もおられますので、達成可能な

近々の目標として国保運営協議会において審議いただき、愛荘町も国と同じく29年度60%を目標としています。

また、特定健診で抽出された保健指導の対象者に対し、ご自身の健康特性を知り、生活習慣を改善していただくため、保健指導をさせていただきます。特定保健指導は6ヵ月のプログラムに沿って、生活習慣を改善するもので、これも必要な方全員に参加していただく努力をしていますが、服薬治療を開始される方や途中で脱落される方もあります。

特定保健指導以外にも管理栄養士による栄養相談や保健師による健康相談にて保健指導を実施していますが、これは特定保健指導にカウントされませんので、こちらも国の目標に準じ29年度60%としているところです。

最後に、16点目の国保・後期高齢者医療における受診傾向と検診結果との違いについてお答えします。平成25年度の国保特定健康診査の結果では、糖尿病の指標や脂質異常の指標、肥満者の割合が男女ともに高いのが愛荘町の特徴です。また、収縮期血圧(上の血圧といわれるもの)の有所見者割合は男女とも県平均を下回っています。

先ほど国保後期高齢者医療とも循環器系の疾患による受診が1位でございましたが、これは多くの皆さんが血圧を普段からコントロールされ、重症化しないよう防いでおられるということが健診結果に表れていると思います。

糖尿病の指標や脂質異常の指標、肥満者については重症化する前に生活習慣を改善し、医療費を抑制するために特定保健指導を実施しています。

内分泌・代謝疾患の受診件数は上位でございますが、医療費は5位までに入っていないということで重症化は防げているようではございますけれども、生活習慣改善の効果はまだ十分表れていないというふうに考えております。

新生物も上位でございましたが、新生物の場合は1件当たりの医療費が高いことと比較的若い年代で発症するという特徴があり、検診で発見しては手遅れであったり、検診では見つからないがんもありますので、現在のがん検診では先ほども子宮がんの時に前がん状態というのがあったんですけれども、がんになる前の段階で発見することやワクチンによってがんを予防することに取り組んでいます。

後期高齢者では関節の病気や骨折も上位にあります。骨粗しょう症の検査で異常が見つかった方は治療されていますが、それだけが原因ではありませんので、若い時から食事と運動により太い骨と強い筋肉をつくっておかないと、これらの病気は防げま

せん。食事と運動は生活習慣病の予防にもつながりますので、健診で自分の体の特徴を知って、自分にあった健康づくりをされることが医療費を下げることに繋がると考えております。以上答弁いたします。

○議長（吉岡あみ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 再質問をいたします。

まず、町長にお願いしたいと思います。地域医療についてですが、先ほどご答弁いただきました。それで、やはり町内には実は診療所が8カ所ばかりあります。それで、この診療所での、例えば先ほど国保の方で受診状況等というのをお答えいただきましたけれども、25年度の外来レセプト、レセプトというのは医療機関からの請求書のことを言うのですが、これがこの8カ所で2万5,000件、これは全レセプトの37.7%であります。つまり、62.3%は町外の医療機関に受診をしていると、その他に入院分がありますから、やはり町内の皆さんは町外の医療機関に大半以上頼っているという実態であります。

8月25日に開催がありました介護保険運営協議会ですが、医師である委員の方から、こういうような発言がありました。「町内にある8診療所のうち、4診療所が65歳以上のお医者さま、残り4診療所は65歳未満であります。町内には住居を持っておられない。すなわち、夜になればおられないと、こういう実態ですから、数年もすれば町内の医療機関はどのようになるんだろうな、こういう状態で残っている医師に24時間診療を到底それは無理な体制ですよ」と、こういうようなショッキングな報告がされました。

今後、在宅医療、在宅介護が一層進んでくると思います。それも、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、国の方針に基づいてのものですけれども、やはりそういう状況の中で、現在でも町内には在宅療養支援診療所もなく、訪問介護ステーションも1カ所だけであると、地域医療の充実を進めるには現在の体制で本当に大丈夫なのか。「直営診療所を持つ考えはありません」、こういうような答弁でしたけれども、こういうことでやっていけるのかどうなのか、非常に不安を感じるところであります。

やはり、私は先ほど申しましたベストなのは長野県の泰阜村の事例を言いましたけれども、そういった体制づくりに取り組んでいくということが、本当に今後必要になってくるのではなかろうかというように思っています。彦根市立病院に病棟をつくる、あるいは町外の近くには診療所がありますという答弁もございます。けれども、やは

り、在宅医療にいたしましても日頃からかかっていない、そういうお医者さんが果たしてきてくれるのか、こうこうこうなった時に最期の看取りにお医者さんが家まできてくれるのか、そういったものには非常に不安がありますし、医師自体にも日頃診ていない方が急に飛び込んで来られた、それについて、「じゃあ診療していきますよ」というような体制が取れるのかどうなのか、そういうような状況を考えていきますと、町内でもっとしっかりした体制をつくっていくべきだろうというように思います。その点についてお伺いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

今、西澤議員ご指摘いただきましたように、町内8診療所のうちの65歳以上のドクターまた65歳以下のドクターという問題につきましては、昨年の愛荘町の地域医療を考える検討会の中で救急医療を検討いたしました時に、それは既にもう承知はいたしております。

それで、いかにその減っていく診療所をどうするかというのはもう全体、湖東医療圏の中で検討していく必要があるというように私は思っております。それと、今現在、在宅診療をやっていただいております診療所につきましても、後継者医師の確保等が重要かなというように思っております。したがって、そうしたものの医師確保について、県あるいはその大学等を通じて何とか体制整備ができないかやっていきたいというように思っています。

ただ、先ほど答弁申し上げましたように、直営診療所というのはかなりの財政的負担が必要です。そうなってきますと2万1,000人の人口の中で1つの直営診療所をつくるということは、まったく大変な状況になります。今現在他の市町でも持っております病院でも、ほとんどが厳しい経営状況に陥っております。そうした状況等々を考えながら、直営診療所というのは本当に難しいという話なんですけれども、今現在8診療所あります診療所につきましては、なんとか後任の医師でも確保をしていただきながら、またこっちもサポートしながら、なんとかその8診療所が維持できないか体制整備を考えていきたいというように思っております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今、町長に答弁いただきましたけれども、確かに診療所と病院経営とまったく違うんです。これ採算が合うかどうかということもあります。そう

してから、予算的な面もあると思いますが、やはり、町民2万1,000人の町民の方の健康を守るということからしますと、民間診療所の今の動きを見ておきますと、やっぱり減っていく方向にあるのではないかな、こういうように思います。そして、しかもそれが地域的なバランスを考えていきますと、非常に無医村と言いますか、おられないところもありますから、それと果たしてこれでいいのかなというように強く思うところです。

それで、予算的なあれですけれども、やはりこのところはしっかりと取り組んでいくでという思いがありましたら、やはりそこはそれなりの取り組みはできるのではないかと思います。

私の1つの経験ですけれども、私は50歳前半で公務員生活をやめまして、民間の会社に勤めます。ここでは健康管理という仕事を任されたんですけれども、約パート等も含めまして2万人弱の会社でしたが、検診関係、健康管理がやはり十分できていなかったということもありまして、やはりここは医師を確保しなくてはならないというようなことで、やはり医師の確保、非常に大変です。今日言ったから明日できるとか、そんなもんじゃなくて、何年もかかっての取り組みになりましたけれども、その結果、医師を1人確保できまして、健康管理室というのをつくりました。

それで、やはりそれによって、要するに健康管理の方針なり、いろいろと指導方針なりもできましたし、楽にその方の残業禁止命令まで出せるようになりました。また、アルコール依存症や、そういう方についての取り組みもできるようになりました。やっぱり健康な社員が健康な会社をつくと、こういう信念で取り組んでまいりました。

そういうことが、やはり地域医療においても言えるのではないかと、こういうように思っております。健康な町民をつくる、これこそまさに住んでよかった、住みたいまち愛荘につながるのではないかと思いますので、その点につきまして、もう一度やはりしっかりとした検討をお願いしたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。私も実は前職の時に、救急医療体制の整備とか、公的医療機関の整備等々に従事したところでございます。そうした時には本当に医師の確保また公的医療機関の整備等々には難しい状況でございました。

しかしそれはそれといたしまして、地域医療の確保というのは市町にとっても重要な案件というように思っております。ですから、住民が安全安心して暮らせる医療体

制というのは十分必要やとは思いますが。

したがって、議員ご指摘いただいています点につきましては、十分肝に銘じまして、今後の医師の確保等々について、地域の医療機関とも協議をしながら、何とか安心して、安心して、安心できる医療体制がとれるよう努力をしてまいりたいというように思っております。以上です。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） よろしく願いいたします。

次に、福祉課長にお尋ねしたいと思えます。先ほど私は宅老所のお話をいたしました。それに対しての回答といたしまして、社協の方をお願いしている部分がたくさんあるというようなお話でしたし、社協頼りというような感じかなというように受け止めたんですけども、やはり各集落でもいろいろとサロンをやっていただいております。

けれども、彦根市がやっておりますものはまさにそこで予防という措置が入ってきていると思えます。月1回、2回というのじゃなくて、少なくとも週1回は開催するという条件のもとにやっておられるわけですが、やはり申しましたとおり、週2回、週3回そのような宅老所が多いわけです。そうなりますと、やはり家庭に閉じこもらない、一歩外に出る、そういうような体制も出てきますし、そこで仲間同士のきずなというのもしっかりとできてくると思えます。そういう見地から考えていきますと、やはりこの宅老所につきましては積極的な考え方が必要ではないかと思えます。再度お尋ねいたします。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部 得晴君） 西澤議員の今のご質問にお答えします。

先ほど答弁の中で申しています憩いの場というのは、基本的には今おっしゃっていただいた週に1回なり2回なりを各地域の中で寄れば、彦根市の場合はそれは学区単位の宅老所と言われておりますけれども、従前から旧町でふれあいサロンという活動がなされておりますので、そのサロンの方が何とか週1回、週2回につながっていかないかなど。自治会の中でそういう集いの場というのをつくっていかないと、学区単位でつくってはいなかなかそこまで高齢者の方が行っていただくというのは難しいという中で、そちらの方で検討しています。

ただ、それが一気にできるということがありませんので、限定的な期間として学区

単位に宅老所をもっていってというのは検討しているところということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、暫時休憩いたします。再開は45分にいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

〔10番 瀧 すみ江君登壇〕

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、子育て応援策の推進について質問します。平成25年度に行われた子ども子育て支援新制度におけるニーズ調査の結果概要が、広報あいしょう2月号や愛荘町子ども子育て支援事業計画素案に掲載されています。その中の愛荘町に期待するこれからの子育て支援策のところでは、児童手当などの経済的な支援の項目が就学前は48.1%、小学生は51.3%と一番多く、平成20年度の調査と比較すると、就学前では37.9%、小学生では34.7%と26項目の中で断トツに増加しています。

子育て家庭の就労形態に低賃金・非正規雇用などの社会状況が反映し、経済的に子育てが大変になってきているのではないかと考えます。その上に4月からの消費税が8%に増税され、引き続き10%の増税予定が、もし実施されるとするなら、ますます暮らしが大変になるものと危惧します。このような結果から見れば、子育ての経済的負担を軽減するための施策を進めて、子育てを応援していく必要があるのではないのでしょうか。

保育園の保育料は、1家庭に保育園に通う子どもが3人いた場合は、第1子の保育料は満額、第2子は規定額の半額、第3子は無料になっています。2人の子どもを保育園に預けると5万円以上も保育料がかかり、「保育料のために働いているようなもの

です」というのが、子育てをしているお母さんからよくお聞きする声です。私も2人の子どもを保育園に預けて働いていましたから、同じような経験があります。

このようなことから、私は子育ての経済的負担を軽減するための施策として第2子からの保育料を無料にすることを提案します。町では、10月から中学校卒業までの医療費無料化が行われますし、子育て応援には積極的に取り組んでいることには評価しているところです。この提案については今後の課題として考えていただくことを求めますので、これについての答弁を求めます。

また、小学生に対しての子育て応援策については、就学援助費の充実と対象枠の拡大を求めますので、これについての答弁を求めます。

次に、町内で学齢期の障がい児の日中一時支援を行うことについて質問します。このことについては、私は昨年9月議会で町内の学齢期の障がい児の日中一時支援を行う見通しを一般質問で取り上げました。行政は「身近でサービスを利用できることは本人や保護者の送迎負担の軽減などから安心して利用できる利点もあり、喫緊の課題と認識している。身近に利用できる事業所については、町内の法人や団体などに一部働きかけを行っているが、今後も機会あるごとに働きかけていく」と答弁されています。

また、今年3月の予算特別委員会の質疑に対しては「現在、社会福祉協議会等をお願いをしている」との答弁でしたが、現在の進捗状況と今後の見通しについて答弁を求めます。

最後に、介護保険について2点質問します。1点目ですが、6月に地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が自民・公明両党などの賛成多数で可決成立しました。同法は医療法・介護保険法・保健師助産師看護師法・歯科衛生士法など19本もの法律改正を1つにまとめたものです。

とりわけ、介護保険法は要支援者からのヘルパー・デイサービスの取り上げや、2割負担の導入など、負担増と給付削減が目白押しで、制度の根幹に関わる介護保険制度創設以来の大改悪です。今回の制度改悪で最大の問題は要支援者の人が利用する通所介護・訪問介護の見直しです。

今後、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスは廃止され、市町村が独自に実施する新たな介護予防・日常生活支援総合事業として代替するサービスが行われることとなります。しかし、必要な人には専門的サービスを提供するというこ

もあげられています。町が要支援者に対し、専門的なサービスを提供するのかどうかを、どのような基準で決めるのかについて答弁を求めます。

2点目には、愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の町民への説明についてです。6月議会の質問で福祉課長は「パブリックコメントはフローチャートで12月から1月に行うことになっている。今のところはこれで進捗している。町民への説明会をこの時期に開催し、広く住民の意見をお聞きしたい」と答弁されています。町民への説明会をいつどのような方法で行うのかについて答弁を求めて終わります。

○議長（吉岡丞ミ子君） 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 瀧議員の1点目の子育て応援策の推進についてのご質問のうち、第2子からの保育料を無料にするご提案についてお答えを申し上げます。

愛荘町では平成27年4月からスタートする子ども子育て新制度に向け、子どもを主役に置きながら愛荘町の子どもたちの健やかな育ちと子育てを社会全体で応援するまちづくりを進めるため、子ども子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところでございます。

昨年実施いたしましたアンケート調査の中で、愛荘町の子育てしやすさにつきまして、「子育てしやすい・やや子育てしやすい」と回答された方が、就学前児童の保護者で58.9%、小学生の保護者で53.3%と3年前の実施いたしましたアンケート調査に比べ、就学前で18.4ポイント、小学生で11.6ポイント上昇いたしております。

これはきめ細やかな保育サービスの充実、施設の整備・相談体制の充実、発達支援体制の充実、医療費の助成など、今日まで愛荘町が実施してまいりました子育て支援策が一定の成果として数値に現れたものと評価をいたしております。

ご提案の第2子の保育料無料化につきましては、現在、町が徴収しております保育料は国が設定いたしております保育料、いわゆる費用徴収基準を軽減して徴収いたしております。この差額は全額町の負担となっております。平成25年度の保育料で積算いたしますと、国の徴収基準額が2億1,004万2,000円、町保育料が1億4,839万5,600円で、差し引きますと6,164万6,400円が町の負担となっております。

全体で29%の軽減、児童一人当たり、年間12万2,000円程度、町が保育料を負担していることとなります。仮に、平成25年度をベースに第2子の保育料を無料とし

た場合、8,125万円の負担となり、現在よりさらに約2,000万円の負担増となります。また、保育所に入所している第2子の児童数が就学前総数に占める割合はわずか6.5%でございまして、特定の児童に限定した助成制度になります。

本来、行政サービス、この場合、保育行政でございしますが、この事業で特別の利益を受ける人にその利益を受ける限度において負担をお願いするものでございまして、受益者負担の原則が守られるべきであると考えております。

現在、実施しております小学生の医療費無料化や中学生の入院医療費の無料化、また本年10月より実施いたします中学生の医療費無料化のように、すべての子ども達を対象とした子育て支援策を今後も総合的に推進してまいりたいと考えております。

したがいまして、今ほどもご答弁申し上げましたとおり、保育料におきまして現時点におきましても、国の徴収基準額との差を町が負担をいたしておりますので、ご提案の第2子からの保育料無料化は困難と存じます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

〔教育管理部長 青木清司君登壇〕

○教育管理部長（青木清司君） それでは、瀧議員のご質問のうち、子育て応援策の推進のうち、小学生に対する就学援助費の充実と対象枠の拡大について、お答えをさせていただきます。

就学援助費につきまして、学校教育法第19条の規定に基づき、町内に住所を有し、町内の小中学校に就学されているお子さんがおられるご家庭で、経済的な理由により、就学に必要な経費の負担にお困りの保護者を対象に支給をしております。

愛荘町では就学援助費支給要綱に基づきまして、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費について援助を実施しているところでございます。県内各市町村においても、おおむね同様の項目で援助をされております。

今後は近隣市町の状況を鑑みまして、援助費項目の充実や拡大について調整を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、瀧議員のご質問のうち、2点目の町内で学齢

期の障がい児の日中一時支援を行うことについてお答えいたします。

愛荘町においては、長期休暇や放課後等で日中一時支援事業として利用できる事業所は彦根市に8事業所、豊郷町・東近江に各1事業所の計10事業所と委託契約を行い、事業実施をいただいておりますが、この契約時業者数は昨年同時期と変動がない状況です。

現在、日中一時支援事業を利用されている保護者の方からも、町内に事業所を設立してほしいという要望は多数寄せられており、機会あるごとに働きかけてまいりました。

ご質問いただいております現在の進捗状況と今後の見通しについては、社会福祉協議会とは継続して協議中であり、多くの方々から寄せられているニーズに応えていく必要性は認識いただいておりますが、対処できる人員確保が大きな課題となり、現時点では事業展開にまで及んでおりません。

また、今年度より介護保険事業サービスを開設された法人についても、実施に向けて検討をいただいておりますが、まずは介護保険事業所の運営の充実を図り、3年後を目途にと聞かせていただいている状況です。ほかの法人などにも必要な事業であることはご理解いただいておりますが、現在の事業を充実したいという意向であります。

今後の見通しについては、特に長期休暇期間中を希望される方が多く見受けられるため、限定的にでも実施することはできないか、実施にあたり設備投資など一定の支援を行うことも検討し、早期に町内で事業展開ができるように進めてまいりたいと考えております。

3点目の介護保険についてお答えいたします。医療介護総合確保推進法において介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までにすべての市町村で実施することとされました。厚生労働大臣は総合事業の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされており、現在案が示されたところです。

ご質問いただいております専門的なサービスを提供するのかどうかを、どのような基準で決めるのかについては、専門的なサービス利用が適当と判断される場合としては、国が参考例として、認知症、日常生活自立度Ⅱ以上や、認定調査項目における外出時の歩行についてが「一部介助できない者」と示しています。

しかしながら、新たな事業として展開する多様なサービスの基盤整備が十分でない

場合は専門的なサービス利用での対処が必要となります。このことから、現時点では多様なサービス基盤が整うまでの間は、専門的なサービス利用を提供し、一定の整備が図れた時点において、国が示している参考例や近隣市町の状況により、基準を設けてはと考えております。

2つ目のご質問の愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の町民への説明をどのような方法で行うのかについては、策定スケジュールでは12月の22日開催予定の第7回の策定委員会において計画素案を審議していただくことになっております。ご審議いただいた計画素案により、1月中旬を目途に中学校区単位において説明会を実施したいと考えています。

また、パブリックコメントとしてホームページや町公共施設においてもご意見をいただくことを準備しています。以上、答弁いたします。

○議長（吉岡みづ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。

まず、子育て応援策の推進についてのうちの1点目、第2子からの保育料を無料にするという提案をさせていただいたことについて質問をさせていただきます。

答弁をいただきましたところ、こちらであげられているアンケート調査の結果は、「子育てしやすい・やや子育てしやすい」という回答の方を取り上げられておりますけれども、こちらは上昇率も18.4%、11.6%の上昇というところとなっております。しかし、私がとりあげましたところで、愛荘町に期待するこれからの子育て支援策で、「児童手当などの経済的な支援」というのが、今のアンケートの結果であっても半数ぐらいいは占めており、そして上昇率というところでは就学前で37.9%、小学生では34.7%、これだけの増加を見ているわけです。というところ、やはり、この断トツの増加というのをどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思いますが、やはりこの結果をどう生かす、アンケート、ニーズ調査の結果をどのように生かすのかということとは、大切なことだと思います。

やはり事務的に行っていても仕方ありませんので、やはりこのように1番の問題と思われる集計が、私はこれが一番の課題だと思いましたので、こういう課題を今後生かすべきと考えますが、そのためのニーズ調査であると考えます。今申し上げたことについて、このことについて、問題、課題とは考えておられないのか。また、今後どのようにこの結果を生かすべきと考えておられるのかについて答弁をお

願います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。

経済的支援の関係で、それに対するニーズ調査が 37.9%というようなことで、今お聞かせいただきましたけれども、調査は調査の結果として真摯に受け止めさせていただきます。

そういった中で、即、経済的支援が保育料に跳ね返ってくるのかということになりますと、先ほども申し上げましたように、国の費用徴収基準から比較いたしますと、町もかなり負担をさせていただいているというような状況でもございますし、議員質問の中でおっしゃっていただきましたように、2子目からは半額にしておりますし、3人目からは無料というような実際保育料の実態でもございますので、現時点での提案ということにつきましては、今じゃあどうのこうのするということは言えませんので、先ほど申し上げました経済的支援の%提示の高さと言いますか、高い点につきましては真摯に受け止めさせていただくということでご答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。私も先ほどの初めの質問で言わせていただきましたように、やはりすぐにどうこうということは、それはあまりにも無理な要求ではないかと思っておりますので、今後の課題として考えていただけるようであれば、本当に子育て世代の応援策になるというふうに考えるところです。

それで、来年度から実施される子ども子育て支援新制度に関する事務作業に追われている状況にあると思っておりますし、保育料についても新算定なり、それもこれから決定されるところです。そして、追われているとは思いますが、やはりこういう全体的に子育て支援の方向になっているというふうなことも言えると思っておりますので、このように子育てを支援することが目的とされて制度が変わる時だからこそ、考えていただきたいと思うわけです。

私がちょっと調べましたところでは、全国では第2子からの保育料を無料にしている自治体が実際に存在しています。それは2通りの方法があります。18歳未満の子どもで第2子以降が保育園に通う場合に無料にしているケース、これが滋賀県では米原市、そして宮城県丸森町、山梨県北杜市、島根県川本町などがあります。そして、もう1つの方は保育園に同時入所している場合に無料にしているケース、これが高知

市、そして山口県の下松市というところでした。

こういう例もあることですから、こういう実施例のことも調べていただきながら、ぜひ今後の課題として模索していただきたいと思います。今どうこう言えないのは当たり前だと思いますが、こういうことにも取り組んでいただけたらと思いますので、これに対するの答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えをいたします。

私も子育てにやさしいまちづくりということを住民さんに訴えてきた経過もございます。そして、ご案内のとおり、今年度、子育て新法の関係で保育所の見直しもしていかないといかん時期でもあります。したがって、今どうのこうのはできませんし、じゃあ、他の市町で無料をしているということも聞いてもおります。しかしながら、今本町にどうようにしていくかというのは、ちょっと申すような立場でもございませぬし、今後の成り行きがどうなるかもわかりませぬので、一応提案は提案として受け止めておくということでご了解をいただきたいというように存じます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。次に、就学援助費の対象枠の拡大について質問をさせていただきます。

昨年度に学校を訪問、昨年度教育民生常任委員会などで訪問させていただいた中でもお聞きしているのは、町で就学援助費を受けている世帯は増加しているという状況があるということです。やはり、これは経済的に苦しい家庭が増えていることの表れであって、ニーズ調査の結果は子育て世代の状況を的確に反映していると考えています。

昨年の8月1日から3年間かけての生活保護基準引き下げが強行されました。町村では2015年4月からの引き下げは2013年7月までに比べると、6%台から8%台ぐらいの引き下げとなるようです。現在は1から2%台の引き下げになっているものと思われまふ。それまでは就学援助費支給対象となつていても生活保護基準が引き下げられたために、生活保護法による世帯の需要の年額の1.2倍以下という準要保護の対象枠から外される場合がちょっとあったのか、なかったのかは存じ上げませぬけれども、その場合、その影響を受けない対策を講じておられたのかどうかについ

て答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 生保基準の引き下げで影響があったかどうかという
ようなご質問だと思いますが、現在、愛荘町におきます26年度におきましての認定
の状況でございますが、全体の約10%ということで、ここ数年で徐々に伸びているよ
うな形になっております。申請をいただいた中での認定ということになりますと、
96%というようなところでございます。

そういったものへの影響につきましては、現在状況確認はしておりませんので、そ
の辺の生保の関係等との状況については今後検討なり分析をさせていただきたいとい
うふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。生活保護基準が引き下げられ
た時点で、今申し上げましたように、就学援助費を受ける対象枠が縮小されたことにな
るわけです。なので、来年4月から、先ほど申し上げましたように、去年の7月ま
でと比べると6%台から8%台ぐらいの引き下げとなるようです。資料を調べさせて
いただきますと、町村の場合はそのようになるというふうに思います。

そういうことで、こういうニーズ調査の結果もでておりますし、就学援助費の対象
枠を拡大して子育てを応援するために生活保護法による世帯の需要の年額の1.2倍以
下の、1.2倍という数字を引き上げをされることを求めたいと思いますので、答弁を
お願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） ただいまご質問をいただきました。前年の世帯の収
入年額が生活保護法によります世帯需要の年額の1.2倍以下の場合が対象ということ
で、準用保護法で定めておるところでございます。

現在、生活保護の基準との関係につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとお
り、分析等をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたし
ます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。次に、介護保険の中で要支援
者のサービスのことについて質問をさせていただきます。

先ほども少し答弁の中で出ておりましたけれども、厚労省の方は7月28日に全国介護保険担当課長会を開催して、今後予防給付の訪問介護の通所介護の受け皿となる市町村の介護予防日常生活総合事業のガイドライン案を公表しました。指針案は現行の訪問介護や通所介護の基準を引き継ぐ専門的サービスと基準を緩和して、様々な実施主体やサービス内容を認める多様なサービスとに大別され、それぞれの累計ごとに実施方法や基準、サービスの提供者の例などを提示していたとのことです。今年度末までに大臣告示と厚労省通知として取りまとめられる予定とのことです。

新たな介護予防日常生活総合事業は2015年から移行を開始し、来年度から移行を開始し、2017年4月までに全市町村で実施されるとされておりますが、町としてはガイドライン案、7月28日のことですが、この内容を第6期の介護保険事業計画また高齢者保健福祉計画に取り入れられるのかどうかについて、答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） お答えいたします。今ご質問のありましたガイドライン案につきましては、先ほどの答弁でもお答えしましたように、既に説明会等で内容については把握しているところです。この中の部分は既に介護保険の事業計画、高齢者保健福祉計画の中でもご審議していただいている部分が多くあります。

ただ、愛荘町にとっては、先ほどの西澤議員さんからのご質問にもありましたように、多様なサービスについての担い手というのが、まだまだ不足しているという中で、担い手育成のために養成事業等を今年度、補正予算等をしながら対応をしていき、最終年度である実施機関には多様なサービスが提供できる体制を整えていきたいというような形で考えているところです。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 先ほどの答弁の内容にもありましたし、今も言っていたきましたが、とりあえずは専門的なサービス利用ということで、その実施が新たなサービス、多様なサービス基盤が整うまでは専門的なサービスを提供すると、そういうことだとは思いますが、専門的サービスと多様なサービス基盤が分かれた場合ですけれども、その時になって、どのサービスを提供するかというのは、町が決めるのか。介護保険というのは利用者の方が、ご本人が希望され、それが尊重されるということを従来から原則とされています。それで、利用者の方が専門職によるヘルパ

一やデイサービスを希望された場合、それができるのかどうか。その方の希望が取り入れられるのかどうか、それについて答弁をお願いします。

○議長（吉岡 糸子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部 得晴君） それでは、お答えいたします。最初の答弁でも基準のお話がありまして、その中で国は一定の認知症なり、外出ができる中での基準を示しております。ただ、プランというのがありますので、基本的には要支援認定者の方は地域包括支援センターが引き続き介護のケアプランをつくっていきます。その中で専門的なサービスが必要なのか、多様なサービスでいいのかというのは、最終ケアマネさんの判断というふうにはなってくると思われまます。

ただ、そこら辺の基準をつくってしまっているのか、悪いのかというのを、いろいろと検討する中では模索していかなくてはいけないのではないかなど、個人個人状況は必ず違いますので、そこら辺は個別対応をしていく必要性はあると思っていますので、一律に基準というのを明示してしまうのも危険性があるのではないかなというふうには考えております。以上です。

○議長（吉岡 糸子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。今個別対応ということをおっしゃいましたけれども、それは本当に大事な事だと考えています。ちょっと前ですけれども、町の担当課が出された資料の中で、第5期介護保険事業計画との比較と題する文書があります。その文の前半では、「要介護認定者数は計画値より少し下回っている。積極的に介護予防の事業に取り組んでいる効果が少しずつ表れていると考えられる」とあり、後半をちょっと読み上げて見ますと、「介護予防サービス件数ならびに給付が大幅に伸びており、その内容としては通所介護（デイサービス）、通所リハビリ、そして福祉用具貸与を利用される回数等が増加したためであり、早期（要支援）時から介護保険によるサービスを受け、要介護状態にならない取り組みを進めてきていることが数字として表れてきたと考えられる。また、このことは介護予防支援（介護予防サービス計画給付）にも数字として表れており、地域包括支援センターが要支援者の個々に応じたサービス計画を作成し、取り組んでいることが伺える。引き続き、地域包括支援センターが有効的な介護予防の事業を進め、重度化に陥らないよう支援していく必要がある」と書かれているわけで、本当にこの書かれていますことは、本当に重要なことだと思います。

それで、このような地域包括支援センターが、要支援者の個々に応じたサービス計画を作成し、そして取り組んでいる。先ほども個々に応じた対応が必要とおっしゃいましたように、この今行われているサービスが専門家の方の目から見て、それぞれの要支援者に適したサービスであるから、こういう文を書かれていると思います。

そして、それが重度化防止になっていると、行政自らが認めているわけです。ですから、来年度からの要支援者のサービスを低下させるとしたら、重度化してくることは目に見えてくると思います。やはり、この今読み上げたような行政が数字の面で表れてきたことから見て、評価されているということ、こういう評価、そして今までの取り組みを否定していることにもなると思います。

それで、サービスを低下させることは介護予防に努めるという行政の方針も実行できずに介護保険料のさらなる引き上げが実行されたならば、高齢者を苦しめることにもなります。やはり地方自治体は国の悪政の防波堤にならなければ町民を守れないと考えています。

私は行政がこの文の中で言われている事を実行していただくこと、つまり要支援者の現行のサービスを低下させない。そして、新たに要支援者になった方にもサービスを低下させない。このことを求めますが、これに対して答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 瀧議員の今のご質問にお答えいたします。基本的には介護予防を推進していくという中で取り組んできた成果として、予防給付費が伸びてきているという現状が出てきております。ただ、26年度になると少し状況は変わってきているという現状もございます。逆に26年度は要支援の方の給付はあんまり伸びていないというような形の結果も出ております。そこら辺を全般的な介護予防という中で検証していく必要性はございます。

ただ、要支援認定を受けて今まで使えていたヘルパーさんなりデイサービスが使えなくなるという部分がもちろんありますけれども、例えば、ごみ出しだけをヘルパーさんをお願いしているという部分でしたら、地域で既にそういうことを取り組まれているところもあります。そういう支援も必要にはなってくると思いますけれども、本人にとって予防という観点で、能力低下が起こらないような形で地域包括支援センターなりがケアプランを立てていくということは、当初の考え方と変わってはいけないというふうに思っておりますので、そういう形で対応していきたいと考えております。

す。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。次に、高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の説明会について質問をします。

先ほどの答弁ですと、1月中旬ぐらいに中学校区単位で説明会を実施したいということです。そういうことが本当にぜひ実施していただいて、今後の計画にも反映していただきたいと思います。

それで、説明会では第7回の策定委員会において計画案を審議され、その計画素案を説明会に提示するような答弁でしたけれども、介護保険料の提示まで行っていたのかどうかということと、それと、先ほど言いましたように、説明会で意見が出ました。また、パブリックコメントでもそうです。前回の議会でも質問しましたが、この意見を計画にぜひ生かしていただきたいと思いますが、これについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 瀧議員のご質問にお答えいたします。保険料のお話ですが、計画素案まで来ますと一定保険料の金額が概算では出てきます。これを説明会のところで説明した方がいいのか悪いのかというのは、いろいろな議論がございます。前回の計画は本町は説明会をしておりませんが、他所のところを見ますと、あまり保険料を前もって提示しているというところはありませんでした。あまりにも保険料額にとらわれ過ぎて、その事業の中身が議論されないということではいけないというような考え方の中ではないかなというふうには感じております。

ただ、最終的には、皆さんご関心があるのは、どちらかというと介護保険料がどういふふうになるのか、徴収方法はどうなるのかというのは、もちろんご意見としていただくべきことであるとは考えております。そこら辺についてはちょっともう少し議論させていただいて検討していきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いたしたいと思います。保険料については以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。2つ質問しましたので、あとの方をさせていただきます。前回の議会でも問題にしたと思いますが、やはり説明会で出た意見、そしてパブリックコメントで出た意見、この意見を計画の方に反

映することに取り組んでいただきたいというふうに考えますが、それに対しての答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） すみません、ありがとうございます。今のご質問につきましては、説明会、パブリックコメントはそういうためにやっていくものという認識を持っておりますので、ご意見をいただいた部分をもう一度策定委員会等でご審議いただいて、最終計画という形でまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

◇ 伊谷正昭君

○議長（吉岡糸ミ子君） 続きます、3番、伊谷正昭君。

〔3番 伊谷正昭君登壇〕

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。一般質問をさせていただきます。

最初に、地域格差の拡大への対応が強く主張されるようになった昨今、愛荘町でも地域の活力を向上させるため、「住んでよく、訪れてよい、まちづくり」のための基盤となる政策の観光づくりが強力に進めるための観光振興について、東のランドマークでございます金剛輪寺、西の中山道などを訪れていただく観光客は増えることを期待をし、また愛荘町は歴史的・文化的に優れた社寺仏閣や眺望山岳景観、田園風景など豊かな地域資源がございます。

これらの最大限を活かした屋根のない博物館、いわゆるまちじゅうミュージアム構想を実現し、びん細工手まりや旧中山道の愛知川宿のたたずまい、旧近江銀行などの大正時代の建物、さらには近江上布の伝統的な麻製品など、愛荘町の地域資源の魅力に直接触れていただく着地型観光の推進を考えていくという構想は、町の観光振興計画においても網羅し、具体的化を図っていくということを、先の3月の一般質問において、町長が答弁をされております。

県内外からの観光客誘致、そのための観光推進政策は、どこの市町でも積極的に推進をされておられます。愛荘町におきましても観光づくりは、まちづくりの一環として極めて重要であるとともに、町内の知恵と工夫による交流人口の拡大を通じまして、町内の資源の価値向上、町内の消費拡大、所得・雇用の拡大、そして、町民の自信と誇りの再生が図れるという点からも強力に推進する必要があると考えるわけでござい

ます。

特に観光につきましては、国においても観光立国推進基本法に基づきまして、ビジット・ジャパンキャンペーンをはじめとしました観光振興策が講じられておりますが、この法律においても、地域の特性を活かした政策の策定、実施し、広域的な連携協力を図ることが市町の責務として規定をされているようであります。

この意味からでも、愛荘町の果たすべき役割は極めて大きいと思われ、町長の答弁の期待をさせていただいているところであります。町長の公約の観光振興の推進について、観光関係施策を強力に進める上でも、前提となります基礎データの整備と愛荘町の観光推進体制に絞って、その他の具体的な観光施策のあり方、例えば、町の観光地の県内各地また県外各地に対する PR のあり方について、どのような施策を考えておられるか、お尋ねをしたいところであります。

なお、観光振興推進の一案ではございますが、町外・県外からの来訪者をどのような方法で町の観光施設などに呼び込むのか。また、町外・県外の人に愛荘町の歴史・文化に優れた社寺仏閣、景観等の豊かな地域資源を、どのような形で魅力的に発信をされるのか。具体的に計画を示していただきたいと思えます。

この基礎データの整備におきまして、まず観光振興施策を積極的に講じていくためには、観光データの把握が極めて重要と思っておりますし、観光施策の方向に間違わないためにも、何におきましても正確なデータを様々な角度から分析することが必要不可欠と考えるわけでございます。

そこで、まず観光客誘致の観点から必要なデータにつきまして、訪問する観光客が県内外のどの地域から来られたのかということ、町としてもっと持つ必要があると思うわけです。観光施策の企画立案をするには状況の把握、観光客の需要、市場、マーケットを把握することが必要で、観光に関する統計基礎データは観光政策の基本でありまして、またスタートであると思えます。

町としては、まずこういったデータの把握と分析、その内容の公開に最優先で取り組むべきと思いますが、どのように考えておられるか、町長の見解を求めるところであります。

次に2点目につきましては、災害対策について質問をさせていただきたいと思えます。去る8月20日未明、1時間に100mmを越す猛烈な雨に襲われ、かつて付近でも大雨による被害が発生、それにより国とか自治体が危険を住民に知らせるための対応

を進めて来られましたが、局所的な豪雨に対応が遅れ、避難勧告に間に合わなかったため、広島市北部の土砂災害が発生をしました。死者・行方不明の多くの犠牲者と家屋の損壊等の甚大なる災害に見舞われましたことを、大変私も心痛むところでもございます。

さて、愛荘町では8月10日に集中豪雨とダムの放流により、国道8号線より西部地域の山川原地域また愛知川ニュータウン地域の避難勧告が出されました。対象地域の住民の皆さんは指定の各小学校、愛の郷へ避難をされ、大事には至りませんでした。また8月16日におきましても、集中豪雨のための愛荘町の一部の地域には土砂災害警報が発令をされ、また西部地域では水路の満水状態によりまして、水田の冠水等により再三見舞われ、集中豪雨のための地域は相当頭を痛めているのが現状であります。

幸いにも大きな被害に追われることなく、地域の住民は安堵をしている状態でございますが、本町のみならず、日本の至るところでは集中豪雨による被害が続いております。災害とは国土ならびに住民の生命・身体ならびに財産を災害から保護する行政上の最も重要な施策であると考えます。

そこで、豪雨災害の災害予防対策の観点から、土砂災害予防体制についてお尋ねしたいと思います。危険区域の実態把握で土砂災害警戒区域の防災カルテの作成は行っておられますか。また、急傾斜崩壊等の土砂災害を未然に防止するため、危険区域のパトロールや、その所有者に対する防災処置の指導をどのように行っておられますか。

次に、広報体制の整備についてお聞きしたいと思います。広報手段としまして、特に強風・大雨の場合は、広報車で聞き取れないことがございます。サイレンや警鐘を活用し、災害の種類によってサイレン等の鳴り方の違うことを住民への周知も必要じゃないかと考えるわけです。今後の広報体制をどのように考えておられるか答弁を求めるところであります。

さらに、避難所の充実についてお尋ねしたいと思います。警報・指示発表時には台風・強風の雨の時は相当避難が難しいというところで、先般の18号の台風でもございましたから、近くの住民の方は近くの民間の倉庫などへの避難体制が取れるよう民間会社等への一時避難所として使用契約、合意形成はどの程度、今日まで進んでいるか、できているかということについて答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 伊谷議員の観光振興の推進につきましての3点のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の地域の特性を活かした政策の策定、広域的連携協力についてでございますが、国は平成19年に施行されました観光立国推進基本法に基づき、平成20年3月、観光立国推進基本計画を閣議決定し、国内の旅行消費額を平成28年度までに30兆円にするなどの7項目の基本的な目標を掲げております。また、県におきましては、本年、観光交流振興指針を策定し、観光入込客4,800万人、観光消費額1,640億円を目指すとされたところでございます。

こうした計画や指針を基に、愛荘町におきましては、今年度、識見者・町内の観光関係団体と、あとは町が推薦する者などから構成いたします愛荘町観光振興計画策定委員会を設置し、過日第1回目の策定委員会を開催したところでございまして、愛荘町観光振興計画の年度内策定を目途に進めております。

また、広域的連携協力についてでございますが、観光立国推進基本法第4条地方公共団体の責務の条項第2項におきまして、地方公共団体は前項の施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、地方公共団体相互の広域的な連携に努めなければならないと定めておりまして、公益社団法人びわこビジターズビューローや、びわこ湖東路観光協議会、湖東三山観光振興連絡会と連携を図りながら、湖東地域を1つのエリアとして、近隣市町と協調しながら誘客活動を行ってまいりたいと考えております。

2点目の町外県外各地へのPRのあり方についてでございますが、議員ご指摘でも触れていただいたとおり、愛荘町には金剛輪寺、中山道をはじめとして歴史的に文化的に優れた社寺仏閣や鈴鹿山系を眺望する景観、田園風景など多くの地域資源がございます。これら地域資源を活用し、地域資源データファイルの策定をいたしますとともに、町全体を屋根のない博物館と見なした仮称ではございますが、まちじゅうミュージアム構想を推進することといたしてございまして、住民と行政の協働で各資源のネットワーク化を進めてまいることといたしてございまして、

また、今年新たな観光資源としてucc上島珈琲株式会社滋賀工場や株式会社コクヨ工業滋賀におきまして、工場見学ツアーが実施されましたことから、産業観光も新たなメニューに加えていくことといたしてございまして、

さらに、今年度におきまして計画いたしております愛荘町の四季や地域資源を紹介する DVD を制作し、旅行会社や鉄道会社・バス会社などツアーなどを企画するエージェントに対し PR を行ってまいりますとともに、県内外で開催されます観光キャンペーンにも参加し、例えば、今年度エントリーいたしました、応募者が多く残念ながら漏れましたが、来年 1 月に東京ドームで開催されます「ふるさと祭り東京 2015」などの催しものに、次年度以降参加をしていきたいと考えております。

また、今年度は DVD 映像は間に合いませんが、姉妹都市であります那珂川町姉妹都市物産交流事業を予定いたしております、そのような場で、映像 PR や愛荘の物産 PR にも努めてまいりたいと考えております。私も DVD 映像の制作を持って、積極的に愛荘町を PR するためのトップセールスに努めたいと思っております。

3 点目の観光に関する統計基礎データの把握と分析、公開についてでございますが、愛荘町観光振興計画を策定する基礎資料といたしましては、また観光事業を展開する上において、旅行者のニーズ等を把握することが重要でございます。

合併後、愛荘町観光入込客数の年度別推移や、るーぶる愛知川来館者数、愛知川びんてまりの来館者数、金剛輪寺観光客入込客数などの調査、また平成 24 年度から 10 月末の 10 日間ではありますが、中山道沿線のお店にご協力をいただき、中山道を歩かれている旅人の人数調査を行ってまいりました。これらは、愛荘町観光振興計画策定の基礎資料として活用することといたしております。

しかし、旅行者の方々の志向調査などまでは行っておらず、今後は主な地域資源はもとより、本年 11 月オープンを予定いたしております湖東三山館あいしょうや今後整備を予定いたしております（仮称）愛知川宿街道交流館、（仮称）愛荘町ふれあい交流館など、統一した内容での来訪者アンケートなどを行い、ニーズ把握に努め、データ収集を図ってまいりたいと考えております。

また、観光事業は住民の方々の協力をいただくことはもとより、連携を持ち、まちづくりの一環として行うことは重要と考えますことから、基礎データの分析結果などにつきましては、ホームページ等で公開してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡 糸子君） 総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、伊谷議員ご質問のうち 2 点目、災害対策についてのうち、広報体制の整備と避難所の充実についてお答えいたします。

去る8月10日午後2時、台風11号の接近により、町内一部の地域に愛知川の河川氾濫に備え、避難準備情報・避難勧告を発令いたしましたところ です。

議員からご提案いただいています広報体制の整備については、昨年の台風18号の課題を踏まえ取り組んでいます。具体的には警報、台風の最新情報、永源寺ダムの放流情報、避難情報などは町防災行政無線での呼びかけ、町ホームページ、NTTドコモ・au・ソフトバンク各社の携帯電話エリアメール、愛荘町タウンメールでの情報発信、さらにはNHKデータ放送を活用した避難所情報や避難勧告地域の情報発信を行っています。

また、避難地域においては、町広報車により避難勧告の呼びかけ、消防車による警鐘にて呼びかけを行っています。

広報体制の整備として、特に大雨の場合は聞き取れないので、サイレンや警鐘を活用し、災害の種類によりサイレンの鳴り方が違うことへの住民への周知も必要ではないかとのご質問でございますが、このことは必要であると思 います。

台風や大雨時には、住民の方は屋内で安全を確保されていると考えられますが、屋内・屋外を問わず、住民の方に災害時の警戒情報や避難情報が提供できるよう、例えば、避難勧告の際には防災行政無線放送時には、まずサイレンを鳴らし、避難勧告を発するなど、さらなる工夫に取り組んでまいります。

次に、避難者の充実、指定避難所への避難の困難な方への近隣民間施設使用の合意形成についてお答えします。現在、愛知川地域の一部の民間会社におきまして、一時避難所として、会社施設の使用についてお願いをいたし、協議を進めているところ があります。

具体的には、会社施設使用の際の詳細、これは会社側の受け入れの詳細について、そして住民の避難誘導方法、これは住民が避難の際には避難誘導が必要となります。これは町職員が行う必要があります。そういった細部協議を行っており、協議が整い次第、協定締結を行う予定としています。

いずれにいたしましても、議員からご質問いただいたことは、真に必要なことであることから、町内民間会社に対して一時避難所としての利用をお願いしてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、伊谷議員ご質問うち、災害予防対策1点目の土砂災害警戒区域の防災カルテの作成についてお答えいたします。

土砂災害警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法第6条に基づき、県が指定した区域を言い、この区域を本町は毎年1回、県とともに目視点検を行っております。

こうしたことから、町には特に防災カルテの作成は行っておりません。なお、土砂災害警戒区域の指定は県内で3,612カ所、このうち当町は22カ所となっております。

次に、警戒区域におけるパトロール等の防災対策についてお答えいたします。大雨警報や土砂災害警戒情報が発令されますと、職員による警戒区域のパトロールを実施し、斜面崩壊だけでなく、特に河川の濁りを直視させ、災害の事前発見に努めております。

また、土砂災害防止法第7条警戒避難体制の整備にうたわれていますように、地域防災計画に基づき、情報の収集や伝達等を行うとともに、自治会や自主防災組織等を通じ、警戒避難が円滑に行われるよう啓発するとともに、総合防災マップや関連リーフレットの配付によって周知をしているところでございます。

こうした中、昨年6月には斧磨地区において、災害時要援護者を含めた住民避難などを中心とした土砂災害・防災訓練を実施しました。今後もこうした訓練を関連区域で行い、全国で発生している災害を教訓として、町としても災害等の対応が遅れないように取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、災害には隣近所において取り組みをする行動も重要であり、住民自らが自分を守る防災意識の高揚にも取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。再質問をさせていただきます。

1点目は先ほど質問をさせていただきました観光推進体制の整備についてでございますが、一応町長の方から答弁をいただいたわけでございますが、町長は当初からこのスマートインターの開通なり、先ほどランドマークである金剛輪寺、中山道を通じて、この愛荘町を一大観光と申しますか、そういう施策に取り組んでいきたいとおっしゃっていただいたんですけれども、これは何分にも、先ほどの答弁もございましたが、今日までの答弁とあまり変わっておらないというように私は感じております。

こうした中から、これは行政がある程度できるまでは中心に施策として動いていただく必要があろうかと思いますが、まずその今の行政の機構について、これは私の提案でございますが、こういう振興策について、効果的に、また企画立案・実施をしていくためには、役場内のセクションを縦割りではなくて、総合的に対応する、そういう部署が必要でなかろうかなと思います。

そういうことから、今日までの縦割りじゃなくて、案ではございますが、総合観光推進室か、また本部のようなものをつくっていただいて、新たに立ち上げて、町が一丸となって、その観光政策に何ができるか、その部分でそのまた各課がどのように連携協力ができるかということを含めまして、やっぱり検討をする必要があろうかと思っておりますので、こういう大事な今後の愛荘町の方向付けを決めるためには、この推進本部と申しますか、そういうものをつくっていただく時に、その担当部署に任すのではなくて、私の思いは、町長自ら直接指揮を取るような体制をしていったらどうかと、ぜひこれを観光振興を成功するために思い切ったことが必要でなかろうかなというふうに感じます。といったことで、そのことについて、町長の見解を求めたいと思っております。

同じ関連でございますが、その推進体制を継続的に進めていかなければならないと思っております。持続力が重要であらうかと思っておりますので、まず、私の思いは観光基本条例をつくる必要があるんじゃないかなと思います。これは近隣にはないと思うのですが、近隣の市町に先駆けて、こういう観光基本条例を決めていただいて、継続的に施策の基本方向を打ち上げる必要があろうかと思っております。

こういう条例ができますと、また町が中心となって、商工会なり、商工会議所、旅館・ホテル、また観光事業者とか、交通事業者、農協、観光ノウハウの持つ NPO など、また一般町民の方々の意見を入れて、先ほど法律的にございました観光立国推進計画に基づいて、関係計画の指針を示していく必要が重要でなかろうかと思っております。

このことを、ぜひ計画を定期的に検証しながら、改善点を直しまして、きめ細かい対策が講じていく必要があろうかと思っておりますので、観光促進・観光推進の観点から、効率化を図りながら、重要な・効果的な予算処置を講じながら進めていったらどうかと思っておりますので、そこで観光基本条例の制定に向けた町長の考え方をお示しをいただきたいと思います。こういうことでなければ、リーダーとして強引にやっぱり進めていく必要があろうかと思っております。

それと、観光の中で特に滋賀県もそうなんですけれども、愛荘町、県内の人にお聞きしますと、愛荘町といってもどこにあるのかなというような人が半数ぐらいおられます。県外の方もおられます。これを PR するためにもっと PR 活動、これを推進をしていく必要があろうかと思えます。

そのためには、愛荘町もよい観光資源を持っておりますので、そういう歴史的・文化的なことも含めまして、よそから来ていただくということが私は大事だと思いますので、例えば、田園とか山林とか、森林、そういうところの体験ツアー、そういうものも必要かなと思えますし、それと町中ということで中山道の筋の旧中山道の商店街もシャッター通りになっておりますので、そういう地域を何かの形でイベントをするか、空き家対策、空き家店舗を利用して、そういう地域の活動もやっぱりそこで見せるためのことをしていかなければならないということで、そういうバスツアーと申しますか、年に数回来ていただいて、そういうイベントもする必要があります。

先般の宿場祭りでも相当地域の方が出役と申しますか、出られて大変にぎやかな賑わいでありましたし、それも顔を見ますとほとんど旧の愛知川の方が多うございます。旧の秦荘の方がそういうイベントがあるということもご存じない方も多いように聞いております。

これはやっぱり町全体として取り組んでいくためにも、そういうツアーと申しますか、他所から誘客するというようなことも、ぜひ考えていく必要がありますので、そういう考えがあるかないかということについて、総合政策部長にお聞きしたいと思いますし、それともう1つは、この地域を知るためには、まちづくりの講演会と申しますか、前一度あったような感じもするんですけれども、そういうまちづくりの講演会、先ほど言いましたまちじゅうミュージアムの構想についてのいろいろな先生方の考え方もございますし、そういうことも含めて講演会を通じて、パネルディスカッションとかそういうものを行いながら、この町を見ていただくということで1つの町の資源を活かした活力で取り組んでいかなければならないと思えますが、これも1つ総合政策部長にお聞きをしたいと思えます。

次に、防災予防体制についてお聞きをさせていただきたいのですけれども、人家に被害をもたらすというような大変土砂流出箇所が愛荘町でも山手にはございますので、その関係住民とか、関係機関との連絡、県ですね。県と密にさせていただいて、その土砂流出防止の推進をしていくということ、地域の方にどれほど今日までやってこら

れたかということ、先ほどの答弁でちょっとお聞かせ願ったのですけれども、もう少し理解をし難いと思いますので、今後の進め方も含めてご答弁をいただきたいと思っています。

2点目につきましては、この土砂災害警戒の発表時、地域の、いろいろな場所によって違うのですけれども、このことをネットなり、いろいろ広報で啓発なり、広報活動をされておるのですけれども、もう1つは私が疑問と思いますのは、地域の自治会、区長が動いているところ、検証をしているなり、いろいろな災害地を見まわっているところもあるのですけれども、ほとんどお勤めですので、今そういうことがあまりされていないと、これについて、町と自治会が連携をして、そういう災害地を見まわるとか、そういう検証をひとつできないものかということをお願いをしたい。お願いをしたいと申しますのは、そういう考えがあるかないかということをお聞きしたいと思っています。

それと、先ほどの避難場所、避難地ですけれども、避難地は学校の体育館とか、そういうところが多くなっております。指定の場所が、それはたいがい硬い、コンクリートではないのですけれども、床になっておりますので、避難された方がゆっくり休んでいただけるような方法、どういうふうにご考慮されるのかということをお聞きさせていただきます。再質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡あみ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、伊谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

観光行政につきましては、叱咤激励をいただきありがとうございます。今日まで、観光行政が一番重要やというような私は思っておりました。しかしながら、なかなかうまく機能しないというのが現実でございます。今年度、やっと観光振興計画の作成にも入ったところでございます。したがって、今年度中に観光振興計画を策定いたしますので、まずそれをベースにいろいろなものを組み込んでいきたいというように思っております。

そういった中で推進体制も、議員おっしゃっていただきましたように、推進本部というのは非常に重要やというように思っております。そうしたものをつくりながら、愛荘町の観光振興はどうあるべきかということ、振興計画の中で網羅させていただきます。推進をしていきたいというように思っております。

そして、愛荘町がどこにあるのかよくわからない人が多いということで、PR 活動

をすべきやということですが、ご最もやと思います。実は昨日も県で会議がありまして、県外の方が多くおられますので、愛荘町はここにあって、合併はどういうようにしてということもお話してきたわけなんですけれども、やはり愛荘町は素晴らしい歴史のあるいは文化的に優れたものがございます。

ですから、それを逃す手はないということで、私ども、ここへ寄せてもらってからまちじゅうミュージアム構想をいろいろと企画はしてまいりました。しかしなかなかそれは進まないというのが実態でございまして、ようやく動いているというのが現実ではございますが、議員おっしゃっていただきますように、田園とか森林やとか、中山道はツアーなんかもいいなということは承知いたしております。

実は今もやっているかどうかわかりませんが、JR 東海が企画をいたしまして、名古屋から列車を仕立てて、米原市なんですけれども、柏原駅まで電車で来て柏原駅で降りて、それから近江長岡まで散策するというツアーを JR 東海が滋賀県に出ていく1つのインパクトとしてやったというのが以前、私が勤めていた時にございました。

したがいまして、そうしたこともできるかどうかというのを県の土木交通部とも調整しながら、こうしたことで何らかの形で町外から呼び込めるようなイベントもさせていただきたいなと思っておりますし、町外への PR は先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、びわこビクターズビューローを通じまして、全県的あるいは全国的に啓発をしていきたいとも思っておりますし、あいまいな記憶で申し訳ございませんが、県が東京と名古屋に、以前物産幹線所的なものがございます。今もあります。

確か、県が離れて委託でやっていると思うのですが、そうしたところへも、今制作しております DVD を活かして啓発し、先ほども答弁申し上げましたように、私も自らいろいろなところに出て行って、愛荘町 PR をしていきたいというように思っております。

何卒ご支援いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 引き続きまして、観光まちづくりという形で答弁させていただきたいと思っております。ご質問いただきました体験ツアー等でございます。

これは以前から愛知川地域というか、この地域、街道交流館を整備する中で、街道交流館の整備を考える中で、街道交流館1つでどうなるものではない。広域的な一定の広がりを持った地域の魅力をつくっていかなければ、なかなか人は呼べない。また、

1点だけ整備いたしましても、そこに車で来て、帰って行かれるだけでは全然地域にお金は下りないし、魅力はつukれないということで、今既に全国区になっておりますびんてまり館であるとか、最近だいぶん売れてきました近江上布の伝統産業会館であるとか、そういうふうなもの、既存の一定力をつけてきたものに加えるような形で街道交流館であるとか、るーぶる愛知川の駅であるとか、そういうポイント、そしてその館の間に、最近道の駅とか、いろいろな活動をされておりますけれども、そういうふうな地域の魅力をつくっていく中で、来場者を増やしたらどうかと。

体験ツアーにつきましては、以前から実は中山道沿いで彦根・鳥居本宿であるとか、五個荘とかで、中山道と近江鉄道がいろいろ近江鉄道沿線、中山道沿線でいろいろな活動が活発になってきておりますので、今町長の方でお話がありました JR もそうですけれども、そういう既存の近江鉄道沿線とかで広域的な体験ツアーというのができないかということで、以前に近江鉄道にお話したことがあるんですけども、なかなかまだ実現には至っておらないような状況でございます。

私どもとしましては、観光だけではなくて、まちづくりに結びつけるような形でそういうようなものも今後、まだ構想という段階ではございますけれども、考えてまいりたいと思っております。

特に、外から皆さん愛荘町に来ていただくには、一定戦略的な部分が必要かと思えます。例えば、数年前に愛知川公民館を拠点にしまして麻の行事をした時に、しいて地元への PR よりも、草津・大津の方の南の方の地域に重点的に力を入れて PR したところ、遠くから大津の方から来ていただいた方々、お客さんから話を聞いていますと、滋賀県の南からたくさん来ていただいたというような実績がございますので、どういうところから、どういう方々を呼ぶかというのはちょっと戦略的な部分が必要ではないかなというふうに考えております。

また、まちづくりの講演会につきましては、一旦ちょっと今頓挫しておるような状況ではございますけれども、また改めて企画を練りまして、取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 1点、観光基本条例についてご質問いただきましたが、漏れておりましたので、ご答弁を申し上げたいと思えます。推進体制を継続的、また持続的に進めていくためには観光基本条例の制定が必要ではないかというようなご提言も

いただきました。そうだと思います。しかしながら、先ほども申し上げましたように、今愛荘町観光振興計画をつくろうといたしております。一定、基本条例に網羅すべきものが振興計画に入ってくるというようにも認識をいたしておりますので、その振興計画ができた暁に、そうした推進体制も含めて条例化も考えるかどうかということは検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、防災予防体制についてお答えさせていただきます。地域の方々への周知ということでご質問をいただいております。これにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、総合防災マップの配付、また平成25年の10月には、関連集落にそれぞれ土砂災害、警戒区域における避難情報の周知という形で、それぞれ情報が出た時にどのように対応をするのか、また避難所がどこにあるのかというような文で区長さんに周知をさせていただいたところでございます。一度周知しただけで、それでいいというような解釈はしておりません。定期的にやはりこうしたことを区長さんそれぞれに通じて住民の方々に周知していただくことが重要と考えておりますので、今後も工夫を凝らしながら、周知をしていきたいと考えております。

それと、もう1点目の地域自治会の連携とその検証ということでございますけれども、当然、関連の集落の方々、住民の方々も関心は深いものと認識しております。そうしたことから、河川の変化等がありましたら、直接役場の方に電話をいただいたり、また斜面の樹木等も変化があれば電話をいただいておりますという状況でございます。

そうしたところにおきましては、すぐに建設・下水道より現場を確認し、上部においてそうした被害がないのか、職員だけで確認できない場合は県にも連絡しながら、ともに山頂において何らかの変化がないか、その辺の確認をし、災害防止に努めておるといところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 避難勧告、今回の台風11号の避難勧告を出した際に、関係する区長さまの方へ電話連絡をいたしております。今回は幸い昼間でございましたので、比較的連絡は取りやすかったということでございます。

そして、避難所における避難所環境の改善ということで、これ昨年の台風18号の改善の中にもあったんですが、議員からご指摘いただきましたように、体育館であり

ますので、床が硬いということで長時間ということは大変身体に苦痛だということ
でございます。こちらにつきましては、今年度予算で各小学校の体育館の横に備蓄倉庫
を今整備するんですが、そこの中に入れる用品につきましても購入すると、マットレ
スにつきましても購入するという形で考えております。

昨年、災対法の改正の説明が大阪であった際にも指摘があったんですが、避難が長
期にわたる場合は女性側の視線に立った、そういった環境の改善も必要ということも
お教えいただいております。

今回、幸いにして短時間で済んだわけなんですけれども、そういった部分についま
してはずっと改善はしていかななくてはなりませんし、こういった自然災害が毎年によ
うに、毎回のように発生しますので、その都度、改善をしていきたいというふうに思
いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ありがとうございます。

それでは、暫時休憩しまして1時20分からさせていただきます。1時間の暫時休
憩いたします。

休憩 午後12時20分

再開 午後 1時20分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（吉岡糸ミ子君） 13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 辰己 保。一般質問を行います。

まずはじめに、2014年産米の米価と規制改革会議答申を受けての農業改革につ
いて町長の見解を問います。

2014年産米の米価が生産者手取りで1万円と言われております。大規模農家の全
算入生産費、すなわちすべての必要経費は1俵1万1,400円と試算され、1俵1万円
では完全な赤字となります。1俵1万円というデータでは愛荘町総合計画基本構想に
よる後継者が育つ農林業経営の支援に努める、農林業の進行と地域コミュニティに影
響を及ぼすものではないか。また、米価の下落についての町長の見解を求めておきま

す。

もう1点、今年6月の規制改革会議答申では農業委員会の取り組みを根底から否定する内容が組み込まれています。それは農業委員の公選制を廃止し、町長の選任委員に一元化するということになりました。このことについて町長の見解を伺っておきます。

次に、愛知川地区の道路網および踏切について質問を行います。今、行政は愛荘町道路網整備計画を今年度に提示するべく、作業を行っています。当然、行政も認識されているように、愛知川西部と東部をつなぐ幹線道路は1つとして直線道路はありません。また、歩道を確保することも容易ではありません。今日の車社会と乗用車が大形化してきたことにより、道路幅員までが問題になってきています。

こうした状況の中で、愛知川地区においては狭あい道路の整備が行われています。道路幅員は町道認定している路地において4メートル確保されていなければ、建築確認すら取れない事態となります。このようなことを念頭に、道路網整備計画を作成されるのか、進捗状況をお尋ねします。

道路網整備計画に際し、踏切についても見直しがされなければ意味がありません。愛知川地区に存在する踏切は県道愛知川栗田線は除いて、どこも車が対向することができません。

踏切の拡幅は新幹線の橋脚および土盛りの関係もあり、容易ではないと考察しますが、踏切を挟んでの道路は対向できるよう確保されています。踏切の拡幅についての取り組みについても見解を伺っておきます。

同時に、豊国道踏切は新幹線の橋脚を活用すれば、片側1車線の踏切をもう1本設置することができるのではないかと。できるところから取り組むことを進言しますが、答弁を求めておきます。

次に、町内巡回バスについて質問します。合併当初から、公共交通のあり方を検討するべく協議会が設置され、結論的には定住自立圏構想により、愛のりタクシーを運行するということが現在実施されています。しかし、愛のりタクシーの不便さ、および苦情は行政にも届いているはずであります。

私は合併した町が一体化していく1つの手段として、町内巡回バスを試験的に運行することを提案する次第です。町民の皆さんは分庁行政による弊害が町の一体化をも弊害となっているのではないかと考えている方も多いわけです。

行事やイベントが行われるたびに、高齢者の方から旧町の愛町心もしくは旧町びいきの声が出ている。シャトルバスが運行されても出発点まで出向かなければなりません。結局は不便であるという印象をもたれるだけです。

町内巡回バスは愛のりタクシーの煩わしさを解消するだけでなく、日常化することによって、いつでも庁舎に行けるという安心感が生まれ、身近な庁舎となります。町の一体感にもつながると私は考えています。

町民の皆さんのそうした現状の分庁方式、それによるご不便、こうしたものを知りかきと解決していくには、やはり小さいながらもワゴン車等を活用して巡回バスの運行を提案を行います。答弁を求めて一般質問とします。

○議長（吉岡 弘三子君） 町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

○町長（宇野一雄君） 辰己議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の2014年産米の米価と規制改革会議答申を受けての農業改革についてお答えを申します。本町の農業経営の中心は水稻でございまして、米価格の下落は農業所得に大きな影響を及ぼすことから大変懸念をされているところでございます。

政府におきましてはこうした収入減少に対する農業経営への影響を緩和する措置として、標準的収入と当該年度収入の差額を補てんする収入減少提供緩和対策を講じておりますが、下落の頻度によっては、この制度がどこまで農家所得をカバーできるのか懸念をいたしているところでございます。

米の下落が後継者育成や地域コミュニティに及ぼす影響を懸念いただいておりますが、当然経営が厳しい産業に後継者は生まれませんことから、麦・大豆・飼料用米など需要のある作物への生産転換をはじめ、新たに始まった農地中間管理機構制度による農地の集積・集約化による農業経営の効率化、大型機械購入のためのリース事業など、こうした国の施策、支援策を有効に活用されるよう、助言をしてみたいと考えております。

一方、地域コミュニティへの影響につきまして想定されますことは、米下落により、農業離れが加速し、耕地放棄地が増加いたしますと、地域ぐるみでの環境保全対策に何らかの支障をきたすものと考えられます。したがって、農業委員会とも連携を取り、耕作放棄地の解消に努めますとともに、日本型直接支払交付金制度の有効活用を呼び掛けてまいりたいと考えております。

次に、規制改革会議答申における農業委員会の選挙制の廃止と、選任方法の見直しについてのご質問でございますが、政府においては規制改革会議の答申を受け、平成26年6月24日に規制改革実施計画を閣議決定されております。

その中の農業分野における農業委員会等の見直しにつきまして、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に1本化、さらには委員数を現行の半分程度の規模とするなどとしております。

愛荘町におきましては、合併後の農業委員の改選時に委員数の見直しを行っており、改選前の農業委員数30名を農業委員会等に関する法律施行令に基づき、選挙委員を15名、団体推薦委員3名、議会推薦委員4名の合計22名で現在農業委員を構成していただいております。

農業委員数を減員していただいたため、農業委員不在集落には農業委員会において協力員を設置され、農業委員会所掌事務の円滑な運営を図っていただいております。

このように農業委員は地域の実情に明るい地域の代表という側面が重要と考えており、法案化にあたっては当事者である農業委員会や現場の農業者さらには農業団体の意見を十分に聞いていただき、決定していただきたいと切望するものでございます。

次に、3点目の町内循環バスについてお答えをいたします。愛荘町ではご案内のとおり、平成22年9月から予約型乗合タクシー「愛のりタクシーあいしょう」を運行いたしております。これは湖東圏域の1市4町で実施しているものでございまして、路線バスとの大きな違いは、1つのバスの代わりに一般のタクシーを使うこと、2つに各停留所の決められた時間表がありますが、事前の予約により運行しますので、予約がない場合は走行せず、経費は節約できることとなります。

利用料金はルートにより450円と900円の運賃となっております。利用者の多くが高齢者と思われ、最寄りのJRおよび近江鉄道の駅あるいは病院への通院やスーパーへの買い物などが全体の50%近くを占めております。

ご質問の町内循環バスでございますが、平成23年3月に設置されました愛荘町地域公共サービス検討委員会におきましても、地域交通サービスについて検討をいただいております。

検討委員会によりますと、町民の利用希望が町内だけでなく町外の諸施設へ需要が

多く、町内循環バスではその要望に応えられないこと、さらにバスの購入あるいは運転手の人件費などに多額の費用が必要なことが示されております。

そこで、日常生活の移動する手段がなく、現在困っている町民の生活支援交通として、きめ細やかな路線を少ない経費で運行する乗り合いタクシーの導入が必要とされたところでございます。

実際、詳細な利用状況がわかる平成25年度上半期6ヵ月の実績では、利用全体の3分の2が稲枝駅、豊郷病院あるいは湖東記念病院などの町外へ、また町外からの利用となっております。

平成25年度では愛のりタクシーあいしょうは、愛荘西部線で年間2,052人、金剛輪寺線で年間2,952人の方々にご利用いただいております。一昨年度とほぼ同数で、かなり定着してきた感がございます。

愛のりタクシーに関する苦情・要望等につきましては、家の近くまで融通してもらえない、1時間に1本では希望時間に合わない、停留所の増設、JRとは連携がとれているが近江鉄道とはとれていない、学生の利用で早朝や夜間の運行希望などを伺っております。

このうち、停留所の増設などは湖東圏域交通活性化協議会で協議いただき、改善を図っております。循環バスにあってもドアツードアの運行ではありませんし、利用者数を考慮しますと、運行数を愛のりタクシーより大幅に増やすことは困難と考えますし、不便さは残るものと考えます。

いずれにいたしましても、町内循環バスの運行が住民の利便性に寄与し、その効果が顕著に表れるものとは考えにくく、愛のりタクシーがほぼ定着してきた今日、町内循環バスの運行や試験運転につきましては現在の時点では困難と考えております。

○議長（吉岡 纒ミ子君） 建設・下水道課長。

〔建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇〕

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 辰己議員の質問のうち1点目の道路網整備計画の進捗状況についてお答えをいたします。

本計画は国道・県道を主軸とし、主要な幹線道路で構成される将来の町の道路ネットワークを明らかにしたうえで、その整備計画を定めるものです。

そのため、すべての町道を対象に検討を進めているものではなく、県が行った将来交通量の推計結果をもとに、町内における将来交通量の円滑な処理について検討し、

その役割を果たす1級町道および2級町道の一部を、地域の整備に資する道路、地区間を連絡する道路に分類し、今後10年間に整備が必要な路線を示すものです。よって、集落内のその他町道等は本計画には示されません。

さて、現在の計画の進捗状況ですが、現在有識者等で組織するワーキンググループを組織し、先ほどの分類によって示した幹線道路ネットワークを構成する路線の選定結果や整備内容等についてご意見をいただきたく準備をしております。

その後、パブリックコメントを行い、町民の皆さまのご意見を踏まえたうえで決定したいと考えております。

なお、本計画では今後の町の道路整備に過度な経費負担が伴わないように、経費の平均化も検討してまいります。ちなみに4m未満の町道においても道路を後退して4mを確保すれば、建築基準法第42条第2項の規定に基づき、建築は可能であります。

辰己議員の質問のうち、2点目の踏切の拡幅についての取り組みについてお答えをいたします。近江鉄道踏切の横断は当町の道路整備において1つの難所となっております。鉄道管理者である近江鉄道と数回協議を行っておりますが、道路改良前の踏切道事前拡幅は困難であるとの回答を得ております。

なお、1例をいただきました豊国道踏切の拡幅につきましては、橋脚をくぐる形で2車線確保は可能ですが、進入前後において広い敷地が必要となることから状況では困難と考えております。そのため、現在通行規制で交通緩和が図れないか地元と協議をしております。

いずれにしても、ご指摘の通り、今後の道路整備を加速させるためには、可能な部分から工事を行うことも処方箋の1つと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡 忍子君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保。まず最初に、米価の問題で質問を行っておきます。今、町長の答弁では当然踏み込むことはできないし、それなりの支援策は政府は講じていると、雑駁な捉え方をすればそうで、しかし、米価の下落はその地域においても影響を及ぼすというふうな解釈であります。

そういうところであろうと、しかし、私自身は自分の経験、先ほど各議員も多々自分の経験から言われているところがあるのですが、私自身議会広報にも載せているんですが、東京での講演でやはり農水省、そうした自治体がどういう役割を、日本の経

済や、また地域環境に担っているかという講演を聞いて、本当にそれを広報で議会広報で、我が町が存在することの大きさということを訴えたことがあります。

まさに、農業を守り、林業を守ることが、要するに都市的経済を支えているということ、まず私たちが強い自負心と言いますか、誇りを持つことがまず大事だ。そういう観点から私は農業を守らなければならないし、米価を下げてはならないんだと、要するに再生産ができる米価を保障してこそ、この理念、自然治水、こうしたことが守れるんだということ。今愛荘町はまさにそれが壊されてきて小さな氾濫、その地域によっては小さな氾濫ととらえられるかどうかは別にしても、氾濫が起こっているわけです。今まではその治水効果があったんです。

しかし、そうした問題によって、変わってきています。そういうことが私は地域コミュニティで大きく影響していくんだということが訴えたいわけです。

1つ知っていただきたいのは、アメリカの米価の価格システムはどうなっているかということ。日本はつい外国のお米は安いんだ。だからそれに勝てる、競争する、できる農業を育てなければならないと。こういうこと一人歩き、先走っています。

実際、アメリカの価格システムはどうなっているかと言ったら、昔の日本の食糧制度に似ている。このことをまず頭に入れていただきたい。私が読んだ資料によると、要するにマーケティングローンと言って、生産者のお米、日本で言えば100俵とれたと、それを農協に供出するというのを、政府に質入れという形で一旦買い上げてもらう、質ですから、金で返ってくる。それを1万2,000円でお金をいただくと、そして海外の市場価格が4,000円とすれば、日本が4,000円で買えば、その4,000円は1万2,000円貸し付けたけれども、その4,000円で日本に売れたことによって、その4,000円は生産者の返済金として政府にお金が入る。じゃあ、差額8,000円が生産者の儲けかと言えば、ではなくて、そこで相殺されているために1万2,000円が保障されてしまっている。こういうシステムになっている。

これが海外に輸出米だけではなくて国内の市場においてもこうしたものが提供されている。だから、アメリカでさえ1万2,000円が保障されているんだということ。それを日本の方はどんどんといろいろと自給調整を怠って後遺症を起している。

そこを私たちはしっかりと見ておかないと、この米価の問題は単に価格の問題ではないんだ。日本農業を守るということは日本の基幹産業、日本の国民の胃袋に責任を

持つんだと、そうしたことを思うべきであると。

だから、アメリカの価格システムを私もつい最近これを知ったので、本当にこれを皆さん、農家の人たちももっともっと自信を持っていただいて、政府に働きかけてほしいなというふうに思うわけです。だから、そうした1万2,000円が保障されれば、安心して農業をやることができるわけです。安心して農業ができるということは地域コミュニティに対して貢献できるし、新たな創造した村づくりが生まれてくるわけです。

そうしたことがなくなれば、当然後ろ向きにならざるを得ない。こうした悪循環をつくりだすんだということ、ですから私は米価についてその踏み込んだ言い方はできませんが、こうした状況をしてほしいと、それを訴えたい。

ですから一般質問で取り上げて、こうした機会に訴えさせていただいていると。しかし、これが大事なんだということ。町長、私自身はこの余剰米があるんだったら、後進国もしくは食糧不足に陥っているところに、フランスのようにしっかりと米を供給すればよい。

そうしたこともしないで、ただ責任を自然に任せているというか、本来は政治がやるべきことですが、あたかもどうしようもないかのような対応をしている。そうではないんだ、だから町長の場合は、国に行く機会があるわけですから、こうしたことをしっかりとさせてほしい。そのことを再度求めたいと思います。

農業委員会についても農業委員会のあり方がどうのこうのということは言う気はありません。しかし、確かに今の現状の農業委員会に対して、いろいろな揶揄の声は確かにあるでしょう。それが、竹中平蔵氏が一諸にその会議で出しているということで、公選制の廃止に向けて、しかし公選制、農業委員会の設置は私から言う必要もなく、農業委員会に入っておられる方が一番よくご存じで、戦後の成り立ちがそうした日本の農業を守るためにつくられて、要するに企業さんに売らない。しっかりと農地を守っていくという姿勢に立って農業委員会がつくられているわけです。

今や愛荘町みたって、先ほども言いましたが愛荘町を見ただけで、その状況が崩れてきている。しかし、なぜ農業委員会の役割が果たしにくくなってきたのかと言えば、ここで質問ですが、やっぱり線引きというものも考えていかなきゃならないのではないだろうかと思うわけです。ただ、この線引きについて本当にどのように考えておられるのか、答弁を担当課で結構ですし、いただきたいなと思っています。

しかも、今答弁の中ででてきました。農地中間管理機構という制度、これもとらえ

て見たら、農業委員会の存在そのもの脅かされかねないのではないかと杞憂するんです。要するに、集積化が図られることによって結局その交渉によってものが動いていく、農地が流動化する。じゃあ、はたして農業委員会の役割はどうなっていくのか。私はちょっと危惧をしているところはありますし、今答弁の中で中間管理機構の制度のことを言われましたが、これが本当に進めば逆に企業参入を促進させるということに危惧をしています。

ですから、やはり本来のあり方、公選制による農業委員会をしっかり守っていくと、そのための条件整備を愛荘町に欠けているなら、どこをどうするのかというところに、メスを入れていくということにしていただけなのかと、人としてどうであるかは別にして、なかなかここは昔から、20年ほど前、県も言っていたんですが、線引きがされていない指定地域だから、ものすごく開発が進みますよという警鐘はいただいていた。まさにそれが今現状起こっている。しかし、町の活性化という点であれば、人口増を求めなければならない。

そうした整合性を考えると、どういうあり方がいいのか。非常にこれは総合的な考え方、計画が必要になってくるだろうというふうに思っています。これは単なる、そういうところから農業委員会の今の公選制に対する本来がよく知っている人たちが集まって農地のあり方、農地を守っていくための委員会が、そうしたことで形骸化されていくことに危惧をしていますので、こういう自分の考え方を示したことに対して、改めて町長の簡単でもいいですから、答弁はいただいております。

次に、巡回バスですが、今答弁をいただきました。確かにそうしたことの面は否定はしません。私が言いたいのは、だからと言って今使われているものは確かに病院に行くにも行けない、いろいろな前提に要望がありました。

そうした公共交通のあり方が蚊野線はだんだん利用者が少ないのだとか、あれも私は考えれば悪循環で、使われないから本数が減る。本数が減るからよけ使わない。結局それは今の日本のあり方で、悪循環をつくってどこでも公共交通、バス路線が廃止されていくと。それを穴埋めするように各自治体で巡回バス、路線それを補う意味での路線バス、要するに役場と各山地なら谷間を埋めていくというふうなことが進む。

それを一歩前進させて今日のタクシー、予約制のタクシー形態、ここは平地であるために使っていたという歴史的な経緯があるんだろうとは思いますが。確かに、使われるのはそれしかないから使わざるを得ない。そのことも私はあるんだということを含

んでほしいのです。

当然、何らかの交通手段を経なければ、病院にも行けない。町外に出て行けない。当然であります。しかし、それが結果として高い料金設定になっている。お年寄りの皆さん、特に先ほど医療介護の点でも結局病院に行く人は、我々も含めて、もうじきそうになっていくわけです。じゃあ同時に病院にかかるということは車をできるだけ運転していただかないほうがいいですねという指導がある人たちですよ。

ですから、そこにも結局は悪循環をつくりだす。じゃあ、その悪循環をつくりだすのではなくてそこをどう埋めていくのかということが問題になるわけです。ですから、私は巡回バス、循環バスが必要だと言っているのは、そうした気楽に動きたい、もう少し気楽に動きたい。それが1時間に1本運行していただくのはそれはありがたい。

じゃあやりもしないで、だめなんだではなくて、私は試験的にやってくれと言っているわけです。やってみてだめなら、試験もしないでニーズをどう応えるかという点では公共サービスの一環ですから、行政サービスは。ですからワゴン車程度の小さなものでやってみる、経費がどれだけかかるのか、どれだけのニーズが応えられたか。

しかも、稲枝駅に行く、豊郷病院に行くことができない。それは当然陸運局との関係が出てきますから、そこはそこで研究すればいいわけです。何もしないでできないではない。やって答えを出してできないという答えが欲しい。ですから、巡回バス、循環バスについては再度、そういう観点から答弁をいただきます。

3つ目、道路網の問題、どんな道路網計画をつくらうとしているのですか。そんな小さな道は考えていないんですよ。大きな道路の、要するに流通、流通というと不適切になるかもわからないけれども、交通の利便性を図る大きな公規格の道路を中心にして、そしてそれに対する大きな道路というふうに今の答弁なら聞こえます。しかし、今町民さんが欲しいのは生活道路をしっかりとしてほしいということです。私は今の今まで質問して、そういう答弁に対して、そういうものもしっかりつくってくるんだろうなど、その協議をしっかりと、こちらの考えを示す。じゃあ、それをフォローするような計画書は出す考えはあるのかないのか、答弁をいただきます。

実際問題、4 m道路でなければ4 mにしたら建築関係が下りるといふ答弁がありました。実際、そういうことで困っている家があるんですから、4 m道路がないために1軒目ではなく2軒目の家は建てられないのです。前に条件を付けないと、前の家に勝手に。それが今現状なんですよ。そうした道路が、今秦荘地区も愛知川地区もたく

さんあるはずですよ。なのに、道路網計画がそういう道路網計画なら私はあえて都市計画マスタープランというもの、中にしっかりと西部地域、中央地域、中部地域、東部地域、山村地域、5地域に分けて何が必要かと書いてあります、課題が。では狭い生活道路やらの整備と書いてあるわけです。自らが、こうした行政が今みたいな道路網計画の中に、抽象的であるかどうかは別にして立ち上げているわけです。書き上げていることを放棄するような答弁では困るわけです。

実際問題、都市計画マスタープランに書いていますよ。ページ数も言いましょうか。今からでもいいから調べたらいいと思います。75 ページ、77 ページ、80 ページ、83 ページ、86 ページ、すべての地域において書いてあります。それぞれの地域に合わせた道路のあり方、しかもそれは今答弁にあったような道路ではないんですよ。集落内道路を指してもやっているんですよ。

ですから、私は道路網計画でどんな考え方をもって今取り組んでいるかという質問を行ったんです。だから、そうしたものに整合性のあるようなことに取り組んでいただきたいし、その道路網整備計画がそこに到達しないなら、それをカバリングする計画はどういうものをつくりあげていくのか。そういうふうに答弁をする。

そして、踏切問題、時間の関係もありますから、いきますけれども、踏切問題も安土の老蘇、国道のところ、昔は新幹線の橋脚で1車線でした。そこを利用して2車線がしています。当然、あそこは国道ですから。だから、大変だろうけれども、安土でその線下を利用して2車線化しています。ですから、今言うように、前後にもう少し用地がなければ、そこはもう少しご協力いただかなければならないかもわからない。

しかも、幼稚園の3年制をしていこうと言っているんでしょう、利用者が増えるの決まっているんです。そんな時にどういうふうに対策をしていくのか。それは前向きに検討していかなければ、結局は事故が起こってからという問題になるでしょう。

そして、現実にはどういう事故であったかは知らないけれども、あそこで踏切で勢いよく出てきたい、こうした行動がどうしても心理として起こります。踏切を出てしまいたいから、だからそうしたことで、その事故は別に物損事故ではなかったんですが、現実にはちょっと起こったりはしています。

ですから、残念ながら、都市的な町で狭い道路が多いので、大変な道路網整備計画というものにはなっていくんです。そういうことはよくわかります。だからと言って、解決できないか、取り組めるところはないか、それは前向きに検討してほしい

し、粘り強く近江鉄道さん、また JR にも話し合いをしていってほしい。

ありがたいことに滋賀県の知事さん、JR 出身の方になりました。そういうところの力も借りもって、解決の糸口を見つけ出すということで努力をしてほしいなということで、具体的に何が再質問の中身か、私は今の答弁では非常に不十分でもっとも道路網計画をつくっているというのだったら、町民さんの期待に応えられるような道路網計画、だからこの質問ではどういう考え方で取り組んでいますかということを見せていただいた。再度、それに対して答弁をいただいております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、辰己議員の再質問にお答えをいたします。

米価の問題、この米価というのは本当に由々しき問題だというように私個人も認識はいたしております。年々政府買い入れ価格が安くなっていく。本当に農業者の方々の生活が十分かなというような気もいたします。

反面、農業、田畑がものすごく機能、水力と言いますか、そういったものも果たす役割は大きいものと思っておりますし、米の価格が仮に下がったとは言え、仮にレストランのそういったことの単価は下がらないということで、都市部における経済が下がるということはないんですけれども、農業者に与える影響は確かに大きいというように私自身も思っております。したがって、農業委員会の問題もわかりですが、市町が積極的に言ってどうのこうのというものではありませんが、町村会もありますし、我々国に行く機会もありますので、そういうような時に農業者の実態等を訴えながら、今後米の価格はどうあるべきかということも一辺しゃべってきたいなというように思っております。

それと、先ほど中間管理機構ということを行いましたことにつきまして、農業委員会の役割を低減化していくんじゃないかなという感じのご質問もあったのかなと思います。そういった中で、今現在愛荘町は未線引きの都市計画区域にはなっておりますけれども、ご案内のとおり、数年前に愛荘町の国土利用計画を策定させていただいた時に、国道 8 号から西側、また国道 8 号と大津彦根長浜線の間、真ん中の道路です。それと 307、それと 307 から上というような形で地割を確かしたと思います。そういった中で、やはり一定、私個人もどちらかと言えば、都市計画区域が設定された方が開発するところは、できるところ、農業として維持保全するところというのは明確になるのかなということで、去年でしたか、確かご質問いただいて、たぶん、産建部長

が答弁したと思うのですが、なかなか未線引きの都市計画区域を線引きにしようとするれば、過去の経過とかいろいろなことがあって、見直し時期がほとんどできないということでもかなりのハードルが高いというようなことを聞いたことがあります。したがって、今未線引きの都市計画区域ではありますけれども、そうしたことも視野に入れながら今後勉強もしていきたいなというように思っております。

それと循環バスなんですが、先ほども申し上げましたように、愛荘町地域公共サービス検討委員会で、このバスの問題もかなり議論をしていただいたというようにも聞いておまして、先ほども言いました答弁とダブりますけれども、町民の利用規模が町内だけではなくて、町外への施設の利用が多いということ、また町内循環バスではその利用方法に对应できないということは、細部の陸運局の認可等々の関係もありまして、なかなか細部までの道が行かないとか、あるいはバスの購入、あるいは運転手の人件費など多額な経費が必要やということで、もちろん愛のりタクシーの方がいいんじゃないかというような結論をいただいたというように聞いております。

私もかつて、約 20 年ほど前にある自治体で循環バスを走らせたことがあります。最近もまだ走っているのかということを確認いたしましたところ、当時はバス会社が運行して、その人件費を委託料として払っております。しかし、それが成り立たないということで、市がバスを購入しまして、そのバスを委託して運行させているという実際やっているようですけれども、しかしながら、なかなか乗られる方はその町の場合は企業がありますので、朝晩はたくさん乗るけれども、真ん中は空気を運んでいるというような状況やとも聞いております。

そういったことも一辺いろいろと模索をしながら、今すぐにじゃあ愛のりのタクシーをやめて、バスに替えるということはちょっとなり得ないと思いますので、そういったことは将来の勉強の 1 つとしてまた関係課とも検討をさせていただきたいというように思っております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） それでは再質問にお答えさせていただきます。1 点目の線引きにつきましては今町長がお答えさせていただきましたので、農地中間管理機構についてお答えさせていただきます。今ご指摘いただいたとおり、国は集積の中へ農地中間管理機構という制度を設けました。これは今おっしゃったように、民間の企業の参入をとということが大きな狙いがございます。

これは改革会議の中で出た話でございますので、しかしながら、町として懸念しておりますところは、平地でつくりやすいところは集積がかかっていくだろうと、しかしながら、山間部においてもつくりにくいところについてはいくら出すと言っているも受け入れがないと、そこが大きな課題であろうというふうに考えています。そうした部分をどういうふうに解消していくかということ懸念しておるところでございます。

2点目の道路網整備計画でございます。一般的に道路につきましては政策的道路と地元からの要望道路と2点に大きく分かれるかと思っております。今整備計画の中で検討しておりますのは基幹的的道路ということで、政策的にここは整備していかなくてはならないのだというところの道路を抽出しておるわけでございます。

おっしゃいますように、住民の日常生活の中で困窮しておられる道路の部分はあるかというふうには思っております。そうした部分につきましては地元要望等を受けながら整備を図っていきたいというふうに考えております。

ただ、そうした要望道路につきましても、やはり地元のご協力を得なければ整備が進まないというところがございますので、そうした部分も見極めながら要望にお答えをしていきたいというふうには考えておりますし、先ほど課長が答弁しましたように、やはり限られた財源の中での平準化というものを図っていかなくてはならないということでございます。

やはり政策的道路として整備するのは金はいくらなのか、そして地元要望として整備するのはいくらなのかというような将来的な財源の計画性を持たせまして、その中で、限られた予算の中で、それぞれの要望に応じた部分で優先順位が付けられるような評価点のような形の部分の審査表をこしらえまして、それぞれ順次その必要性に応じて整備を図っていきたいというふうに考えております。

3点目の踏切道路でございますけれども、おっしゃいますように、前向きには検討しておりますが、鉄道と並行して河川が走っております。そうした関係上、広げてくるには橋台等の設置も必要となってきます。そうなってきますと、新幹線の橋脚自体の影響も出てくるということで、大変工法的にも難しい部分を抱えております。

そうした部分の課題等が解消できやすいところからは、整備を進めるなりして日常生活の道路網整備にはあたっていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇ 河村善一君

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、7番、河村善一君。

〔7番 河村善一君登壇〕

○7番（河村善一君） 7番、河村善一。一般質問を行います。

1つ目は防災無線放送の活用のあり方についてであります。7月14日、行方不明者が出たので、町は防災無線放送で町民に行方不明者の情報を流し、捜索を依頼しました。その一方、消防団に出動を依頼し、町内を巡回しながら自動車による広報活動を行い、行方不明者の捜索にあたりました。

どちらとも行方不明者についての情報は乏しく、どう探せばいいのか、自動車で巡回している消防団員を呼び止めて聞いても、放送以外のことは聞いておられず、「わかりません」との返事でありました。これではどう行方不明者を探せばいいのか、手探りでの捜査活動であったのではないかと思います。

その捜査中、私の集落内でのことですが、パトカーが3台、赤色灯をつけて止まっておりました。警察官はパトカーに誰もいなくて、何かあったのか、行方不明者の関連事故でもあったのか、悪いことばかり連想いたしました。結果は別の事件であり、関係のないことであったようです。実際には心配したということでございます。

上記の不明者に対しては、町は2日目の15日に捜査本部を解散しています。また後日、行方不明者を発見した旨、防災無線放送を通して放送しております。今回の行方不明者の報道について、私は何度か総務課に電話いたしまして、その一部始終を聞いていたのですが、一般の町民にとっては防災無線放送での部分、部分の情報しか聞くことができず、まちまちの解釈となったのではないかと。もう見つかったと思っている人、まだ捜査中という人もおられたのではないかと思います。

行方不明者だけではありません。最近おこる水害による避難勧告も、いかに正しく町民に伝えるか求められると思います。防災無線放送を聞くために、定時に防災無線放送の前にいることは困難であり、ほかでの情報伝達方法を考えるべきではないかと思いますが、次の点について、町の見解を求めます。

1つは、インターネットかフェイスブックなどで行方不明者、避難勧告の情報を流す。その都度、捜査情報を町民に知らせ。最近の携帯電話のライン、メッセージでは記録が残り、最新情報を知ることができます。捜査終了、避難勧告解除を正しく伝え

ることができるのではないかと考えます。

2番目、上記のインターネット、フェイスブックだと町民から最新の情報の提供を求めることができると思います。写真付きで新情報を送信してもらうことができます。便利だと考えますが、そういうことを考えておられるかどうかを質問したいと思います。

第2点目、愛荘町の開票作業についてお尋ねいたします。昨年7月の参議院比例代表で当選したある候補者について、高松市の選挙管理委員会が市内での得票を0票といたしました。

候補者の支援者は新聞の間違いだらうと気にも留めなかったが、念のため、昨年の8月の後半に高松市選挙管理委員会に問い合わせたところ、候補者の高松市内の得票は0と返事がありました。驚いて、仲間の支持者3人で相談し、投票用紙を再点検するよう、8月30日付けで市選管に抗議文を提出しております。

6年前の参議院選では高松市内で、この方は432票集めており、今回も400票ほど投じられたと考えるのが当然であろうかと思われまます。ところが、市選管は抗議を一蹴し、市選管の事務局長は「個人的には不自然だと思いが、開票は正規の手続きで行われたので再点検できない」と返事をしております。

刑事告発を受けて、高松地検が捜索していたところ、今年6月25日、元高松市選挙管理委員会の容疑者3人を公職選挙法違反(投票増減)の疑いで逮捕されました。そのことも新聞で報道されております。

起訴状によりますと、3被告は昨年1月21日夜から22日未明に、高松市の体育館であった開票作業で、投票数が交付した投票用紙の数より約300票足りないと勘違いし、辻褄を合わせるために3人で共謀し、集計入力済みの白票400票を二重に数えさせる一方、未集計の白票71票を数えずに集計済み得票束に混ぜて減らし、差し引き329票を増やした。この後に候補者の321票が見つかったため、集計せず、段ボール箱に梱包して得票を減らしたとされるということでございます。

関係者によると、3人は白票をまとめた束につけるバーコードを張り替え、二重集計の発覚を逃れていたと言います。

その後も、昨年8月上旬から中旬、高松市役所の市選管事務室で有効票が入った段ボール箱の封印を破棄し、候補者の票185票を無効票が入った段ボール箱に移し、9月上旬から中旬には無効票が入った段ボール箱を開け、2010年7月の参議院選で

未使用のまま保管されていた投票用紙 331 票を混ぜる一方、無効票 327 票を破棄し、また今年 1 月下旬頃、無効票の段ボール箱を開票し、白票 322 票を書き込みたとされております。

この事件は選挙の信頼をなくす由々しき事件であり、民主主義の根幹を否定するものであります。担当者は「正規の手続きで」と言っておきながら、裏では起訴状にある辻褃合わせをしていたこととなります。当初は投票用紙を数える計数機に問題があったのではないかとともにされております。

そこで、愛荘町の選挙開票についてお尋ねいたします。開票事務者は早朝から投票所で選挙の投票事務を行い、その後の作業となり、疲労のピークに達している時であり、作業ミスも起こりかねません。選挙開票事務が正確にされてきたか、開票事務を早く終わらせたいばかりに、雑に開票事務が行われたことはないか。一票一票正しく候補者の数として評価されてきたかお尋ねしたいと思っております。

3 点目、農家民泊の総括と今後についてであります。平成 23 年から愛荘町では農家民泊に取り組み、4 年が経過いたしました。本年は 5 校の中学校の受け入れを予定し、既に 4 校の受け入れが終了しております。残り 1 校も 9 月 11 日から 12 日に来て今年を終了となります。

来年、27 年度は 2 校の受け入れが決まっていますと聞きますが、農家民泊の取り組みについて、今日までの総括と今後のあり方についてお尋ねいたします。

1 つ、昨年 8 月末、広島で第 11 回全国ほんもの体験フォーラムが開催されました。そこでのフォーラムを通して、今の中学生・高校生および学校が求める修学旅行は、ほんもの体験を通じた体験型の農家民泊が求められており、何を売りに地域を発信していくか、魅力ある農家民泊づくりが必要だと感じました。

実際、子どもたちを受け入れて、純粹無垢な子どもたちと接し、農業体験・食事体験を通して触れ合うと、子どもたちが喜んでくれていることを感じます。

今日まで、受け入れた中学生の中学校の先生および生徒からは総体的にどのような評価であったのか。今後も愛荘町の農家民泊に行きたいと思っておられるのか。どのような農業体験を求められているか、お尋ねいたします。

2 つ目として、リピーター校は今まで何校ぐらいあるのか。また、新規の学校は何校あるのか。今年は 5 校と、今までにない多くの学校が農家民泊に来ていただきました。しかし、来年は 2 校と聞いております。何故、農家民泊に来られる学校数が減る

ことになったのか。何か問題でもあったのか、お尋ねいたします。

第3点目、愛荘町にとって農家民泊は今ある資源でできる事業であり、人づくり、交流づくりでもあると考えます。将来大きな花を咲かせる、実を結ぶものと思っております。そこで、町として、今後どのような取り組み、PR をしようとしておられるのか、お尋ねいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（吉岡 兎ミ子君） 総務課長。

〔総務課長 大橋靖子君登壇〕

○総務課長（大橋靖子君） 河村議員のご質問のうち1点目の防災無線放送の活用のあり方についてお答えいたします。

防災行政無線放送以外の情報伝達方法を考えるべきとのご質問でございますが、今回の台風11号接近に伴う情報の伝達方法については、防災行政無線放送において台風情報やダムの放流の状況、避難情報など、できるだけ多くの情報についてお知らせいたしました。

また、避難情報につきましては、町ホームページや携帯電話での災害情報の配信、また愛荘タウンメールでの配信などの方法でもお知らせをし、さらにNHKデータ放送を利用し、避難所情報や避難勧告の地域の情報発信に努めたところでございます。

次に、フェイスブックの利用でございますが、愛荘町においても8月29日からフェイスブックの運用を開始しましたので、今後、災害情報など住民の皆さまへの情報発信については工夫をしながら有効な活用を行ってまいりたいと考えます。

次に、2点目の愛荘町の開票作業についてお答えいたします。選挙の投開票事務につきましては、公職選挙法の規定に基づき行っているところでございます。議員ご指摘の開票事務従事者は、早朝からの投開票事務に続き、開票事務に従事することとなり、疲労状態が続くこととなります。

こうしたことを防ぐため、投票事務に引き続き開票事務を行う職員には、開票事務が始まるまでに休憩時間を確保しており、また選挙事務については、できる限り、投票事務と開票事務に分け、職員の割り当てに努めているところでございます。

次に、開票作業については、係ごとに責任者を配置し、選挙前に開票手順の説明を行うことにより、的確な指示ができ、スムーズな作業が行え、開票所では迅速・正確・透明性を確保するため、計数機の増設や、開票事務従事者の配置を考慮し、円滑な票の流れと開票管理者、開票立会人、参観人からの視線を妨げない会場設営をするなど

工夫を行っています。

次に、得票につきましては、「公職選挙法第 67 条において投票の効力は開票立会人の意見を聞き、開票管理者が決定しなければならない。その決定にあたっては第 68 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない」とされておりますので、開票立会人に点検また意見を聞いたうえで得票の確定を行うこととしています。

選挙事務につきましては、執行後にその都度検証を行い、選挙事務全般の改善を行ってきているところですが、今後も改善を重ね、透明性を確保しながら、迅速で正確な作業が行われるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 廣瀬 猛君登壇〕

○商工観光課長（廣瀬 猛君） それでは、河村議員のご質問のうち、3 点目の農家民泊の総括と今後についてをお答えします。

まず 1 点目、今後どのような農家民泊が求められるかについてお答えします。先生からは帰校してから事後学習会等において、生徒たちには受入家庭の様子や体験内容についていきいきとした発表をされており、人と人のつながり、人の心の温かさを知ることの大切さが体験できて良かったというような好感を得ております。

一方、生徒につきましては、民泊家庭への直接お礼の手紙を出したり、年賀状のやり取りをしたりして、新たな受入家庭との絆が生まれており、喜んでいることと思っております。

2 点目のリピーター校、新規校についてお答えします。平成 26 年度は再度来訪されたリピーター校は 2 校、新規校が 3 校でした。次年度は、ご質問のとおり 2 校の予定でございます。いずれもリピーター校となっております。今年度に比べて受入校が減となった要因としましては、修学旅行先は通常 2 年前に決定されることから、当時の営業不足によるものだというふうに考えております。

最後に、3 点目の農家民泊の今後の取り組みについてのご質問にお答えします。現在、農家民泊事業につきましては、彦根市・愛知犬上郡の 1 市 4 町で、関連団体で構成しておりますびわこ湖東路観光協議会が窓口となって受け入れ等を行っております。

生徒が多い年の大規模中学校を受け入れるには、当町だけでなく、今後も構成市町

の連携が必要でございます。また、当事業の大きな課題は受入家庭を増やすことであることから、町広報紙、無線放送による PR 活動に努めるとともに、受入家庭から他の家庭への呼びかけによって新規開拓が図れないかということを考えております。

また、先ほど受入校の減少原因にもありましたとおり、学校や旅行会社への営業活動が重要なことから、びわこ湖東路観光協議会を通じ、積極的に行われるよう働きかけていきます。以上答弁いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7 番、河村善一君。

○7 番（河村善一君） フェイスブックのことと防災無線のことについてですが、今、私が申し述べたいのは、防災無線放送で言ったから情報が伝わったんだと思うこと、防災無線を聞いておられる方もあるから大切なんです。でも家の一カ所にしかない。そこに聞きに行く。聞きに行くにはその時間に必ずそこに行かなければならない。

でも、作業している時は聞けないというようなことがあるから、防災無線放送だけに頼るということは問題だろうと思いますので、インターネットとか、今回 8 月 29 日からフェイスブックが開始をされて、先日のイベントの紹介もいろいろありまして、見させていただいておりますので、今後発信されていくだろうと思いますし、そういう中での、フェイスブックがそこまでできるかどうかは別にしても、何らかの掲示板とか、何らかのインターネットの中で、ラインとかフェイスブック、メッセージもそうですけれども、記録が残っていくわけです。

記録が残っていく形のものと、今この段階だということが目に見えてわかる。だから、防災無線放送を流されたら、今どこの段階にいるかというのはわからないので、やはり、行方不明者についても、今私の集落でけっこうこの問題が話題になって、見つかったのか、見つかっていないのか、どうなのか。私は何度も電話して聞いて今こうやでと、また、変な間違っただけの情報を流すわけにはいかないもので、やはり何らかの形でそれを伝えていく段取りは今後考えていってもらいたいと思うし、正しく伝えるというか、今はもう一応見つかりましたというか、不幸な情報でもあったんですけども、見つかった、捜査中止にしていますというようなところのものをやっぱり流してもらわないと、分断でしか聞いておられないので、そこを今後十分検討してやってもらいたいと思いますし、町民に対して伝える。

朝早く出て、6 時頃から出て夜遅くに帰ってくる愛荘町民の方はけっこうおられると思うのです。稲枝でも朝早くから 6 時ごろから行く。それでも愛荘町の税金を納め

てここに住んでいられるわけですから、インターネットであれば、自分のあるいは 아이폰とか何とかの携帯電話であるならば、自分で見る事ができるわけです。電車の中でも見る事ができる。

防災無線を聞けといても聞けないというようなことが現実にありますので、やはりそういう伝達方法の手段が随分変わってきているということは認識したうえで伝えてもらいたいと思っています。

これは自分でも思ってびっくりしているんですけども、フェイスブックの愛荘町が開設したものを自分の子どもたちが2人いるんですけども、東京にいる子と京都にいる子がもうシェアして、それを拡散していると、やはり愛荘町はこんなことをやっていますということを友だち同士が連絡し合っているというのが現実にあるわけで、それは町として発信する、愛荘町を売り込む、いいチャンスではないかと。

だから、農家民泊に来られた子どもたちでも、中学生の子どもたちもフェイスブックをしている。だから、私も発信しているんですけども、「それを見ました、いいね」という発信をしている。だったら、この愛荘町をやっぱり理解してもらう、情報を知ってもらうということ、愛着を持ってもらうということは非常に大切な事なので、今後、フェイスブックをされている方には、毎週1回とかかかっていますけれども、できるだけ新しい情報を活発に町の行事を載せてもらうようにして、皆さんに見てもらいたいと思います。

「いいね」の情報を9月3日の中日新聞に載ってございましたけれども、500 いいねを押しってもらうということを目標にされているんですけども、もっと500どころじゃなくてもっと多くの方に見てもらいたいと思います。町の発信、そういうものをどんどん、どんどん町でこんなことをやっています、これではイベント紹介も上手にできるわけですから、そういうようなところを考えてもらって、私はラインはちょっと危ないので、フェイスブックをよくしているんですけども、それをやはり活用してもらいたいと思いますが、今後の活用についてご意見を求めておきたいと思っています。

第2点の選挙のことについては、ちゃんとやっていただきたいということを思っております。

農家民泊のことについてお尋ねしたいと思います。1つ懸念に思っておりますのは、びわこ近江路観光協会というか、今回名称がちょっと変わりました。どのような

枠組みでこれから進められているのか。

あるインターネットで見たら、びわこ近江路観光圏協会、それは東近江市と竜王町は脱会しましたとか、いろいろあります。今回の長浜、彦根が中心となってやられようとしているのですけれども、この組み合わせ、愛荘町は愛荘町で取り組んでいるのですけれども、どういう組み合わせになっていって、将来やっていくのか。そのことが、私は愛荘町が来年2校になった原因でもないのかなと、ちょっと心配しているわけです。

私は受入家庭の方に入るわけですが、せっかく多く増やしてきて、これから増えていくんだなと思ったら、来年は2校ということになるわけで、受入家庭の方の拡大がなかなか増えない難しさもあるけれども、今最初に受け入れた子どもたちはだいたい今高校3年生になっていると思う。これが大学になり、社会人になってきたら、もっと愛荘町のことを宣伝してくれるし、またこちらを尋ねて来てくれることができる。あるいは東京の子どもたちだったら、大阪あるいは京都に就職することもある。それだったら尋ねてくれるんじゃないか。今高校3年生で受験です。がんばってくれと年賀状に書いたり、あるいは暑中見舞いを書いたりすることはあるわけですが、案外インターネットでそういうようなことを紹介することがあるんです。

そういうつながりを大切にしていこうことによって、愛荘町というのが発展していくし、ファンも増えていくのではないかと私自身は考えています。

だからこそ、取り組みをさせていただいていることが多いわけですが、心配していたのは、そこの近江ツアーセンターをはじめとして、そこら辺が今現在どうなっているか。愛荘町自体のそういう圏域関係が、どのような全体の取り組みが進んでいるのかどうか、そこについて、公表もされてもいませんか。はっきりちょっと言われていないので、私自身ちょっと心配しているので、そのことについてお尋ねしたいと思います。以上で再質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 先ほどご質問のありました農家民泊、当初びわこ近江路観光圏協議会と言いまして、長浜、米原、彦根、東近江、愛知・犬上、竜王、日野という形で広域なる観光圏協議会をつくっておりまして、その中で農家民泊の受け入れをやってきました。

その当時の受け入れというのが、先ほど議員おっしゃっていました近江ツアーセン

ターという組織がありまして、そこで受入等をやっておりました。

この平成25年度におきまして、そのびわこ近江路観光圏協議会が発展的解散をされましたことによりまして、従来やってきておりました農家民泊の事業につきましては、彦根・愛知・犬上圏内の市町がやっています民泊につきましては、先ほど答弁にもさせていただきましてびわこ湖東路観光圏協議会と言いまして、旧の彦根の県事務所管内の市町が固まっている観光協議会でございますが、そちらの方で受け入れをしていくと、そして同じく日野町の方につきましては日野で団体をつくっておられますし、長浜・米原につきましても1つの受入団体北びわこふるさと公社をつくって民泊をやっております。

その4つの民泊団体がびわこ近江路という名前を使いまして県内全域、当初のエリアの部分をやっておりますけれども、実際に愛荘町として動いておりますのが、先ほど言いましたびわこ湖東路ということで、彦根愛知犬上の1市4町でやっております。

その中で、先ほども言いましたように、受入が難しい場合には東近江ならびに米原とかとも連携をしまして、なるべく滋賀県全域に民泊を受け入れていきたいというようなことで今現在の枠組みになっております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 私から、フェイスブックについてお答えさせていただきたいと思います。

フェイスブックは先ほど総務課長の答弁にありましたように8月29日から運用させていただいております。愛荘町のフェイスブックにつきましては、愛荘町のイメージキャラクターのあしょうさんを使うなどしまして、親しみやすい、またフェイスブックのホームページとは違う速さ、フットワークの軽さというのを活かして、なるべく議員申されましたように、速い、フレッシュな情報を発信してまいりたいと考えております。

もちろん、そうとは言いながら、速さがうえに間違いがあったり、問題があるような情報が流れない、その辺は厳格に管理いたしまして、愛荘町の情報を、イベント等の発信をしてまいりたいし、また災害情報などにつきましても、今配信をはじめたところでございますけれども、いろいろ検討して有効な情報を発信できるようにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務課長。

○**総務課長（大橋靖子君）** 議員ご指摘のありました防災無線に頼らず、インターネットなり他の方法でも配信するよということとございますが、できるだけ詳しい情報を、正確に住民の皆さまに伝えるよに、これから努めてまいりたいと考ますので、よろしくお願いたします。以上です。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 7番、河村善一君。

○**7番（河村善一君）** 町長に、農家民泊の圏域のことについて、お話しておきたいと思うのですけれども、一度、町長とお話をする機会があった時に、彦根市がちょっと消極的だというよなことのお話もされておられました。やっぱりトップ会談していただいても成功させるということがない限りは、田淵さんが今度愛荘町の嘱託職員に入ってやろうとすることに今回なつたわけでしょうけれども、トップの熱意によつて、彦根でも一生懸命取り組もうとしている地区はたぶんあるわけです。

だから、今でもされているだろうと思うのですけれども、トップでの互いの話し合い、どのように持っていこうか、費用分担の問題であったのかなというよな気はしているのですけれども、けっこうな費用がかかったんで、そういう部分だったら、もう自分の職員でやっっていこうとかいうよなことになつたのかもわかりませんが、そこについての町長のとらえられている考え、あるいは農家民泊に対する思いというものを述べていただければありがたいと思っております。

それと、総合政策部長が述べられた、フェイスブックというものは何かわからない方がけっこうおられて、スマホを持ったり、 아이폰持ったりされていても登録の仕方がわからないという方がけっこうおられる。「それ何」という方が、けっこう議員の方でもおられるし、一般住民の方でもおられると思うので、こうですよ、ああですよということを宣伝していく、新聞に載っているのに関心を持ってみられる方もおられると思う。

若い子たちはだいたい飛びついてしていると思ますけれども、そこについては、やはり宣伝していくことの効果とか、こういうと失礼にあたるかもわかりませんが、区長さんとか、あるいは民生委員さんとか、年齢が上になればなるほど、そういう機器については弱いのだということをはっきりと自分はおっしゃられる方がおられる場合があるわけです。そうだけれども、丁寧に使ってみれば便利なものですし、一回発信したら世界に飛んでいるというか、日本中どこでも飛んでいるわけで、それもいいし、「いいね」ということを紹介することによって見てもらったのが、こちらに今何件

登録、いいねの登録があったねというようなことが詳細されるわけですから、そこら辺についてはそういう町の職員をあげて、町の職員でもご存じない方もおられたので、やはりそういうような所については徹底していく。

その中でこういうようなものについての情報はよかったんやとか、あるいはコメントを述べてもらう、あるいはフェイスブックなんかでもそうですけれども、こんなことあったよ、あんなことあったよということによって、新しい、本当の生の情報が伝わってくるのじゃないかというようなことを思いますので、そのことについての徹底を求めたいと考えていますし、ただ単にフェイスブックを開設しただけでなくて、それをいかに広げて伝えていくかということについての計画なりがあるのだったら述べてもらいたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、農家民泊についての経緯、現在の状況についてお話をさせていただきます。

ご案内のとおり、農家民泊につきましては、びわこ近江路観光圏協議会ができました、その中の一部門として農家民泊をやるということで進んだわけでございます。そういった中で、一番当初から熱心にやっておりましたのが日野町、そのあと日野町から東近江市、私ども、甲良に豊郷というように広がってきたわけなんですけれども、時代の流れとともに、実はびわこ近江路観光圏協議会が解散ということになりまして、それは彦根市、長浜市、米原市が1つ歴史的なものを売りにした事業団をつくるということで離脱するという話がありました。

離脱する時に、じゃあ農家民泊はどうするのやと、今せっかく定着してきたやつを、このままやめるといのはおかしいということで、かなり商工観光課からも彦根市の方に言っていただきました。

びわこ近江路観光圏協議会がもうなくなるのだったら、うち単独でもやるわということで、先ほどもお話が合りました田淵さんを、地域づくりアドバイザーという形でお願いをしたわけなんですけれども、それについては、先ほどの観光振興計画等々もつくっていただく、サポートしていただくということでやっているんですけれども、あの方が中心となって農家民泊をやっていただきましたので、じゃあ愛荘町が中心になって甲良、豊郷を巻き込んでやろうかということをしたのですが、実はまた逆に、甲良・豊郷は非積極的でございまして、何とか来られるのだったら受けていこうかと

いう感じもとれましたので、じゃあ愛荘町だけで行こうかということになったんですが、実はご案内のとおり、愛荘町だけということになりますと、民泊バンクと言いますか、受入家庭が限定されておりまして、それ以上多く来た場合に受け入れられないということで、今のところはびわこ湖東路観光圏協議会、いわゆる彦根と1市4町が構成委員となりますびわこ湖東路観光圏協議会で彦根市の観光協会をお願いして今のところやっているという状況なんです。

これらにつきましては、今後農家民泊を衰退するというようなことは一切考えておりませんで、もしどうしてもうまくいかんようになれば、1町だけでも何らかの形で発展させるような形を考えていきたいと思っておりますので、農家民泊につきましてはこのまま継続させていただきたいというように考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 愛荘町のフェイスブックにつきましては、見やすさを追求するために写真を多用し、もちろんこれはどこでもあるのですが、写真を多用するなど、コメント、字数についても制限するなどを考えております。若者につきましては自然とつながっていくように、良い情報、楽しい情報を流すように心がけたいと思っておりますし、SNSに馴染のない方にはこれから愛荘町のフェイスブックそのものを知らせるような手段をいろいろと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、暫時休憩いたしまして、再開は3時にさせていただきます。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時00分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本田秀樹君

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

〔9番 本田秀樹君登壇〕

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。一般質問を行います。

まず最初に、山川原畦畔ブロック設置工事の残土処分についてお伺いをいたします。

6月定例会におきましても、一度一般質問をさせていただきましたが、再度質問をさせていただきますが、理解のできる答弁をお願いしたいと思います。

7月28日に、山川原自治会と役場との行政懇談会が行われました。山川原自治会との行政懇談会はここ数十年実施されていますが、行政懇談会において要望書および意見書で畦畔ブロックの残土処分の方法について質問があり、行政からの答弁もいただきました。

しかし、自治会に対しても、理解のできる答弁ではありませんでした。また、私も6月の定例会の答弁も理解をしておりません。

そこで、再度お聞きしますが、町発注の工事である公共工事の残土処分が適切な処分方法であったのか答弁を求めます。

また、県の職員にお聞きしますと、これだけの残土処分を自由処分とするのは理解ができないとのことでありました。砂利採取の申請にも、埋戻しに利用するのは購入度（良質土）であり、また地権者の同意があれば埋戻しに残土を利用することが問題がないとのことですが、地権者は同意をしていないとのことですので、町としての今後の対応策についてお伺いをいたします。

次に、行財政改革についてお伺いをいたします。

愛荘町は平成18年度に行財政改革大綱（愛荘町集中改革プラン）の策定を行っております。また、愛荘町行政改革に関する提言書を検討委員会より、平成20年3月24日と平成22年1月14日に検討委員会から提出をされております。

地方分権の進展による権限の移譲など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後の歳入歳出の動向を見通すことは困難であり、本町を取り巻く社会経済状況は依然として厳しいと言わざるを得ません。また、急速な少子高齢化の進行、多様化する地域の課題や住民のニーズに今後も的確に対応していくことが求められております。

町の個性をさらに輝かせ、日常の生活に安らぎが感じられる町の実現に向けて歩み始めているところであります。このような状況のもと、次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目ですが、限られた財源や資源を有効に活用し、町民の皆さんに必要なサービスを確実に提供するための施策について。2、行政のあらゆる分野にわたり、徹底した見直し、施策・事業について。3、住民コミュニティ組織（自治会・ボランテ

ィア団体等)、企業等のすべての世代が安心して暮らせる愛荘町について。以上答弁を求めまして一般質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 藤居祐司君登壇〕

○農林振興課長（藤居祐司君） 本田議員のご質問のうち、1点目の山川原畦畔ブロック設置工事残土処分についてお答えします。

残土の処分方法については、特に残土を他の公共事業に活用する予定がなかったことから自由処分といたしました。本町の場合、残土については、他の公共工事で利用予定がない場合、一般に自由処分を適用しております。

また、今回の工事により、搬出した残土が砂利採取現場に使用され、そのことを地権者が同意されていなかった件につきましては、県に確認しましたところ、同意の有無は地権者と砂利採取業者との民民間の問題であるとの見解をいただきました。

なお、残土が砂利採取現場に持ち込まれた経緯につきましては、今回の工事と砂利採取現場が近接していたことから、請負業者と砂利採取業者間の合意によって行われたものと聞いております。以上、答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） 本田議員のご質問のうち、2点目の行財政改革についてお答えします。

まず、ご質問1点目の限られた財源や資源を有効に活用し、住民の皆さんに必要なサービスを確実に提供するための施策についてであります。平成18年2月13日に秦荘町と愛知川町とが合併し、愛荘町がスタートいたしました。

そして、平成19年12月には愛荘町の将来ビジョンを描くとともに、住民と行政がそれぞれの役割を担いながら、より発展的かつ具体的に推し進めることを目的として10カ年の愛荘町総合計画を策定いたしました。

その中で、平成24年度までの5カ年を計画期間とする前期基本計画が定められ、住民と行政が一体になって取り組んでまいりました。この間、社会情勢は変化し、愛荘町を取り巻く環境も変化し続け、様々な問題が顕在化してきました。

特に東日本大震災以降は防災意識が高まりました。安心して暮らせるまちづくりや財政健全化など、これまで以上に地域課題への対応速度を高めることが求められてい

ます。

このことから、平成24年度において、愛荘町基本構想に示す町の基本目標を引き継ぎながら、平成25年度から平成29年度までの愛荘町後期基本計画を策定したところであり、この計画に基づき、行政を進めているところであります。

住民の皆さんに必要なサービスについては、後期計画策定時において愛荘町総合計画後期基本計画策定にかかるまちづくりアンケートを、16歳以上2,000人の方と中学生2年生の皆さんにお願いし、大卒のニーズを把握したところです。

しかしながら、議員からご質問のあったように、限られた財源や資源を有効に活用し、住民の皆さんに必要なサービスを確実に提供するための施策については、目まぐるしく社会情勢が変化する現状においては、担当原課において、施策の検証を日常的に行い、行政ニーズに応じた的確な施策を行う必要があるものです。

ご質問の2点目の行政のあらゆる分野にわたり徹底した見直し、施策・事業についてであります。1点目の質問に対してお答えしたところでありますが、重複しますが、行政各原課において、聖域なく施策の検証を日常的に行い、行政ニーズに応じた施策・事業を行うべきものであります。基本的には前年踏襲ではいけない、前年度より、前回より、より改善を図り事業に取り組む必要があるものと考えます。

ご質問3点目の住民コミュニティ組織（自治会・ボランティア）・企業等のすべての世代が安心して暮らせるまち愛荘町についてであります。ご質問にありましたとおり、住民コミュニティ組織（自治会・ボランティア）・企業等のすべての世代が安心して暮らせるまちづくり、これは基本であり、町行政が取り組む大きな施策であります。

愛荘町においては、愛荘町安心で安全なまちづくり条例を制定しております。この条例は犯罪、事故および災害から、町民の安心と安全を確保するため、防犯、事故防止および防災に必要な基本理念を定め、ならびに町、町民および事業者の責務を明らかにするとともに、町民の防犯、事故防止および防災意識の高揚と自主的な防犯、事故防止、防災活動の推進を図ることにより、安全な町を築き、現在および将来の町民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

この条例において、町民は愛荘町に住所を有する者および滞在する者を定義しているところであります。この条例に基づき、必要とする施策に取り組んでいるところです。特に、昨年襲来した台風18号においては、多くの課題が残りました。

すべての世代が安心して暮らせる町とするために、課題解消のため、必要とする予

算をお願いします、取り組みを進めているところでございます。

また、防犯対策として防犯灯の整備を進めているところであり、昨年度、子ども議会において整備要望のあった防犯灯について整備に取り組んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。今回、はじめての一問一答でございますので、少しずれる部分があるかもわかりませんが、議長の判断等によって止めていただくなり、また答弁を省略していただくことに関しては何も言いませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、最初に、山川原畦畔ブロック設置工事の残土処分についてであります。今ほどの答弁をいただきました。課長の話は自由処分したということですが、6月の定例議会の答弁の中でも、残土処分の数量が666 m³だということをお聞きしておりますが、そこについては処分地については砂利採取の山川原地先か川原地先になると思うのですが、そこに処分をされたということをお聞きしております。

そこで、滋賀県副産物処理基準によると、自由処分になっても伝票が必要であるということになっておりますが、今日まで検査をされてきたと思うのですが、その伝票の必要性についてお聞きしたい。そして、伝票はあったのか、なかったのか。そして、自由処分とは何やということについてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） ご質問のうち、1点目、建設発生搬出伝票でございますが、滋賀県建設副産物処理基準に基づき、基準にそれぞれ搬出する1台ごとに、その伝票が必要であるというふうに示されております。愛荘町の公共事業において、今回の工事について、その業者からの提出の確認はできておりません。

また、自由処分でございますけれども、一般的には公共工事で発生した残土につきましては、公共工事間の有効利用をするということが理想で求められております。しかしながら、その有効利用を、公共工事間の利用が、相手先が見つからない場合は、自由処分が可能というふうに定められております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。質問させていただきます。今ほどの伝票の提出の確認はないという答弁だったと思います。

実際にあったのかないのか、副産物が基準である自由処分であっても、必要だというのが載っているんですよ。そののしっかりとした答弁をもらわないと、確認はないというあやふやな答弁では困りますので、あったのか、なかったのか、はっきりとした答弁を伺います。

また、自由処分というのは勉強していてくれると思いますが、建設発生土の具体的な搬出先を発注者は指定できない。請負者が任意の場所に処分するもので、発注者が搬出場所を確認できないものを自由処分というのです。それは担当課ですので、ご理解願えていると思いますが、先ほどの伝票の件についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡 弘三子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居 祐司君） 今回の工事について、業者からの提出書類また検査の確認につきまして、伝票の確認はできておりません。したがって、伝票の提出はございませんでした。

○議長（吉岡 弘三子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田 秀樹君） 業者の確認ができていなかったということは、666 m³の伝票がすべてなかったということで理解をいたします。

しかし、副産物の基準、そこにクレダスというのがあったと思います。滋賀県副産物処理基準の中で県に報告していると思いますが、そこでは666 m³という数字があがっております。それが本当なのかどうなのか。実質数量についてはどれだけあったのかお聞きしたい。

そして、竣工検査までには原課の人が確認されたと思います。その時に気がついていいのか、伝票があるのかないのか。その時の状況と事前の確認をしなかったのはなぜなのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡 弘三子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居 祐司君） 業者からの提出書類につきましては、1枚1枚の伝票はございませんでしたが、完了時点におきまして再生資源利用促進実施書、いわゆる実績報告というものが様式で定まっておりますが、基準に基づきまして、その実施書によりまして業者から2工事合わせて666 m³の搬出をしたという報告を受けております。

○議長（吉岡 弘三子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田 秀樹君） あのね、言っておきますが、伝票もなく業者が事後報告で666

m³あったんだと、何を基準にして言っているのですか。伝票を一度見せてください。ないんでしょう。業者から持ってきた分が 666 m³だと、そんなおかしいこと公共事業でありますか。実際どれだけここに入っているのか、確認をしないのですか。課長、入っていなかったら入っていないでいいですよんか、はっきり言ってください。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 業者から提出をいただきました再生資源利用実施促進実施書のみの実績書のみで判断をしました。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） あのね、さっきから何を見て根拠で言っているのですか。今日まで、平成25年度の工事で残土処分があったやつ、全部出してください。みんな伝票が付いているのじゃないのですか。その伝票ありましたか。確認、確認と言っています。

県は町から少量しか入っていないと、はっきり言っているのですよ。これ嘘ですよんか。2t車で5台しか入っていないんだと、県の方に言っているでしょう。あなたは666 m³と確認した、確認したと、私は入ったと理解しています。なぜ、はっきり物事を言ってくれないのですか。結局、全部は入っていない。5台分だけと違いますか。私電話かけていましたわな。はっきり答弁をもらえますか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 繰り返しの報告でございますけれども、実施書には合計666 m³という数字の報告がありまして、その後、8月25日に請負業者に再度聞き取りを行いまして、その結果、砂利採取現場へは2t車5台程度を搬入したということをお聞いております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今の答弁では2t車5台ということでしょう。2 m³積んだところで10 m³です。だから、残り656 m³ですね、どこに消えたのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 残りの残土につきましては、町内の処分場へ搬入したと聞いております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番(本田秀樹君) 課長、私の言っていることと、電話でしゃべっていることと、議場で言うこと、なんでそんなに食い違いがあるのですか。業者は捨てていないと、あなた、私に電話で「処分していない」としゃべったでしょう。それなら、町内のどこに捨てに行かれたのですか。なぜ、電話の答弁と議場の答弁と違いがあるんですか。あなた、はっきりと「捨てていない」と言いましたでしょう。だから、私は「ペナルティはどうするのですか」と、「金も払っていますでしょう」という話をしたでしょう。実際、666 m³でなく 656 m³を処分していないんですよ。それはわかっているんですよ。処分した、処分した、民間はどこなんですか。どこに伝票があるんですか。今すぐ出してください。それから話をしましょうか。以上です。

○議長(吉岡糸ミ子君) 暫時休憩します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時30分

○議長(吉岡糸ミ子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。農林振興課長。

○農林振興課長(藤居祐司君) 先ほどの砂利採集現場への2t車5台程度という説明をさせていただきまして、その他の搬出残土につきましては2t車100台程度を町内の民間処分場へ搬入されたと聞いております。

なお、この民間処分業者の伝票の提出はありませんでした。掘削の出来高管理につきましては、特に副産物でありますことから、出来高管理を行っておりません。以上です。

○議長(吉岡糸ミ子君) 9番、本田秀樹君。

○9番(本田秀樹君) 課長、それなら私に電話でしゃべったことはあれは嘘やっただんですか。聞き取りした時には「業者が5台しか出していなかった」と、山川原のほ場整備事業の草まじりの部分は。あとは出していませんと。私言いましたわな。もう今10台程度、100台程度、2m³で200m³です。それも伝票もない。どんな管理をするのですか。何をもって。出た限りには何なりの証拠書類がいるわけですよ。そうしたら、またおかしい話ですよ。200m³積んで、あと400m³は今度どこに消えたのですか。伝票もないと言っていますが、公共事業ってそういうもんじゃないでしょう。

あなたも、先ほど私が言ったように、滋賀県の副産物処理基準による、知っているわけでしょう。自由処分でもあっても伝票が必要だということ知っているんですよ。

おかしいのと違いますか。どこへ消えたのですか、残りの、2t車は2m³、450ほどここに消えたのですか。伝票出してくださいよ。でないと話になりませんわ、何を確認しているのか知りませんが。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居 祐司君） 業者からの聞き取りによりますと、先ほど説明しましたように、砂利採取現場へ2t車5台程度、そして残りのすべては2t車100台程度の量につきましては町内民間処分場へ搬入したということでございます。これがすべてであるということを知り及んでおります。

議員がご質問されますように、報告されております666m³との数値のかい離がかなりございます。これにつきましては、差の要因の1点といたしましては、今回、山川原のほ場整備の農地の畦畔ブロックの設置ということで、ほ場整備の完了から間がないために畦畔高の設計段階におきまして、当時は標準断面で計算したということがございまして、そのために現状の畦畔の数量等にかい離が生じたのではないかというふうに思慮しているところでございます。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 何度も言いますけれども、私との会話の答弁ではないんです。

電話でした。こんなもん後付ばかりの話ですよ、課長、悪いけれども。私が電話で言ったから、こんな話になっているんでしょう、違いますか。あなた、6月の会議録持っているんですよ、何を言っていますか、全然違うことを言っていますよ。どこに消えたのですか、あと450、ただ時間が経つだけと、そんなことを思ったらあきませんで、しっかりとした答弁をもらわないと。

先に議長に言うておきますが、何のために我々議員が代表で出ているかわかりますか。これは住民の声ですよ。みんな聞いているんです。言っていることは皆嘘ですよ、ここで言っていることは、500も入れていません、「処分していません」とはつきり電話で言ったでしょう。言っていないと言うのなら、私は聞いていないから、ここ辞めますわ、はっきり言って、腹切る覚悟でも言っているんですよ、あなたが言っていないというのなら。先に言うておりますが、子どもの世界じゃないんで、言うた、言わん話はやめてください。どこに消えたか伝票。

これは先ほど言った県に報告しているわけでしょう、違うのですか。県に虚偽のわけでしょう。そんな馬鹿なことがありますか。愛荘町の顔っておかしいでしょう。あな

たは県へ何回行きました。私は4回行きました。土木所長としゃべった、次長ともしゃべった、本庁の人としゃべった、県会議員としゃべらせてもらった、国会議員にしゃべらせていただいた、だから全部言っているんですよ。あなた責任が取れるのですか、この答弁が、先に言っておきますが、はっきりしてください。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 今回の数量の件につきましては、6月議会でも実施報告書に基づきまして666㎡と答弁をしております。そして、その後、地元集落から、また議員さんからもお電話、またご来庁され、私どもはその時点におきましては、実施書に基づく数値が確実なものということで666㎡をもとにお話もさせていただきました。

しかしながら、この数量についての地元からのご心配もあり、今回8月25日に請負業者と再度聞き取りを行った結果、搬出された数量に差異があったということ聞き及んでおりますので、けっして議員さんとのやり取りの中で、そのことにつきましては私自身はその年月日時点では、その数値をもとにご報告をさせていただいたということでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） だから、どこに行ったんですかと聞いているわけです。何度も同じことを言いますが、450㎡はどこに消えたのですか。あなたは、私の電話の時に1つも違うことを言っているんですよ。「この現場から一切出ていない」という話を私にしたんですよ。5台は出たけれども、あとの聞き取りの時に、「全然出ていません」と。「課長、どうするんや」と、「業者にはペナルティあるのか、残土処分代としてお金も払っているでしょう」と、そこまで私はしゃべっているんですよ。

だから、私の言っていることで違いますやん、100台どうのこうの、そんなの後付けの話ですやんか、なら言いますけれども、こういう現場で誰がこの写真見て、「町だけしかわからん、黙っとけ」と言ったのは誰や、先言ってください、それを。わかりませんか。4月に行ったんです、私とある議員とで、写真を持って、その時、「町がこれだけこんなことでまずいな」と、「町だけ隠そう」と言われたでしょう。これは誰が言われたのですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 私自身、「隠そう」というような言葉は聞いており

ません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） あのね、隠そうと、あなた、私名前言います。誰と行ったとは、あなたと部長と土田と5人と、今の区長の丸岡さんと、秦荘の人としゃべった時にどう言いました。土田君が「俺知らん」、その場において、ええかげんなことばかりの答弁困りますわ。後付けの答弁はいらないですよ。なぜ6月議会の時には450㎡はすぐ戻したと言えないのですか。それは苦肉の策の協議の中で出した言葉でしょう、違いますか。

そうしたら、平成25年度の公共工事、愛荘町の、言っておきますが、何件あって、どれだけが自由処分であって、数量をおしえてください。どの工事が伝票があったのか、なかったのか。片一方は伝票なしで、片一方はあるんだと、そんな馬鹿な工事は無いと思います。それを示してください。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。

○9番（本田秀樹君） よろしいです、暫時休憩って、そんな馬鹿なことがありますか。何で、一般質問で暫時休憩、暫時休憩がありますか。

あなたがおかしいことを言うから、平成25年度まで戻しているんですよ。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） ただいまのご質問ですけれども、当課といたしまして、すべての公共事業を把握してございませんので、現状で今お答えする資料は持っておりません。

○9番（本田秀樹君） 部長お願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 今ほど、かい離の問題がございました。かい離につきまして666という数字で設計を組んでおったわけでございます。実質、業者確認をしました、先ほどのように2t車5台程度を山川原、残りの100台程度を民間業者に搬出したというふうに取り組みになりました。その結果を確認したところ、なぜ出なかったというところを再度検証したところ、先ほど課長申しましたように、断面的に100mの部分標準断面1本でいっていたということと、それと畦畔の高さを築堤当時の高さでいった、その後何十年か経過しておりますので畦畔が形態が変わっていたんではないかということが推測されるというところでございます。

それと、重機が農地に入った場合に、その重機の重みで下がって掘削土量が少なかったというようなことから、かい離が出てきたのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） かい離が出たということで今お話はありましたが、重機が踏んだからということであります。計算する時に縦×横の長さです。掘削の時1.3倍掛けるのと違うのですか。掘削度を掛けませんか。1.1 わかりますでしょう。そんなことしたら出るの決まっているでしょう。そこの現場はコンマ7とか1㎡でとっているんですか。何反あると思いますか。そんな言い逃れの答弁はよろしいというのです。実際、出ていないのでしょう、課長、私は知っている、ここで誰がしゃべったか。だから出ていないでしょう。いい加減な答弁は困りますわ。

だから、こういうことがあって、行政懇談会とかもあって、山川原の区長がちゃんとした答弁をもら得ないということで、区長の委嘱状、それも返上してきたわけでしょう。原因はそこから始まっているわけですよ、違いますか。あなた方の行政懇談会の答弁がおかしいと、だから山川原の区長が返上してきたんです。こんなことあったのは、これは前代未聞でしたよ。そういう答弁を自治会ですから、自治会も怒るんですよ、言っていることがおかしいでしょう。

そうしたら、あそこは何メートルで水が出てきて、水位が出てきて、どういう状況でどういう埋め戻しをするのか。知っていますか。プールの状態の中に、5台で埋めて、どないして基盤が安定できるのですか。1m掘ったら水が出てくるんですよ。5m掘っている、4m水位、ずっと浸かったままの中に5台で埋めた。基盤としていい状態ですか。

それは良質土であるのかないのか。良出土は何か。そして、建設発生土は何か。お聞きします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 公共工事で発生しました残土につきまして建設発生土、そして良質土につきましては具体的な定義はございません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 定義がないとは絶対間違いであります。良質土というのは定義はないんですよ。さっきから何をおっしゃっているのですか。

発生土というのはわかりますか。初めて不純物が取り除いてこそ、有効利用をすることができるのが建設発生土ですよ。定義がないと、あなたおっしゃった。何をそんなにいい加減な答弁ばかりするのですか。私今全部言っていること、ネットで皆調べているんです。

あなたはその場しのぎの答弁であって、私との一問一答の質問者と答弁者とのボールのキャッチボールが全然できていないと思います。全然、いうたら違うような話、あなたはそこの長でしょう。違うのですか。ここは議場ですので、ちゃんとした会議録をとってもらっていますので、最後に、課長の良質土とは何ぞや、お聞きいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 有害物質が含まれていない土砂を良質土というふう
に理解しております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） あんまり時間がないので、先ほど平成25年度のあれは部長
にお願いをして、早急に、今日中でも答えをもらいたいと思います。

それでは、次の行財政改革についてお尋ねいたします。

まず、1点目の住民の必要なサービスについてお聞きしたいと思います。後期高齢
者計画ですか、アンケートを実施したという答弁をお聞きしましたが、そこで愛荘町
が郷土のまちづくりの中でも人材と発掘と活用とを示していますが、地域づくりを担
う人材、住民ですね、その発掘と育成・活用についての現在の取り組みについての答
弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時48分

再開 午後3時50分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 本田議員の今のご質問にお答えいたします。

高齢者の部分に関しましては、午前中の質問でもお答えしましたように、人材育成
としまして、今年度から取り組みを一般会計等でさせていただいているところでござ
います。また、ボランティアにつきましてはボランティアセンターという機能を社会
福祉協議会にお願いをしております、一昨日ですけれども、ボランティアセンター

のあり方検討委員会というのを立ち上げていただきました。その中で、今後地域の担い手をどういうふうに支えていくのがいいのかというようなことに現在協議を進めていただいているところでございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今の福祉課長の答弁は理解いたしますが、ボランティア等、それにかかるまた経費がいろいろと出てくると思います。そこで、行政として最小の経費で最大の効果をあげなければいけないと思いますが、町としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 議員から今ご質問あったんですが、最小の経費で最大の効果をあげる、これほどこの部署においても言える基本的なことであります。したがって、先ほどの答弁にもお答えしたんですが、ただ漫然と前年と同じようなことをするのではなく、前回と同じようなことをするのではなく、しっかりと検証をして、それで住民の方々の意見を踏まえ、しっかりと事業に取り組むべきであるというふうに思います。したがって、検証は必ずする必要はあるというふうに思います。それをするによって最小の経費で最大の効果が得られるというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほど総務部長の答弁では住民の声、そして検証が必要だという答弁だったと理解いたします。やはり、そのためには改革が必要ではないのかなと思っております。「改革は終わりなき挑戦、改革なくして行政なし」と、憶えておられますか。これは前町長が言っていた言葉ですね。部長として今後の今おっしゃったことに対する答弁をお聞きしたいと思っております。そして、改革に向けた推進体制づくりの考え方についてもお聞きしたいと思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 今ほどございましたように、今も役所の中、あらゆるところで国の制度改正もありまして、仕事は増えるばかりであります。したがって、事務改善をはじめとする改革、それは積極的に、積極果敢にすべきものであると思っております。行財政改革の一環としての事務改善という部分も必要になるわけですが、大変申し訳ないのですが、事務改善の委員会が開催できていないというのが実情

であります。この分については庁内組織立ち上げまして、各担当ではしているんですが、総括としてやはりできていない部分があるということで、改革に向けて組織一丸となって取り組みをしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） それでは、2点目の方の質問をさせていただきたいと思えます。行政のあらゆる分野にわたり徹底した見直し、施策・事業についてであります、平成22年度だったと思うのですが、各課の組織目標を立ててこられた。今年度も組織の目標をあげており、達成状況そして点検評価を住民等に知らせていると思えます。

また、新たな推進策を企画するための住民参加の附属機関の設置の考え方があるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えします。昨年6月に自治基本条例を制定いただきました。その中で自治基本条例の推進委員会というのを立ち上げて、行政各課における自治基本条例を踏まえての取り組みにつきまして点検をするというふうになっております。昨年度は、委員さんを公募したわけなんです、少数であったと、1名であったということで、いざ今年再度公募いたしました。実はそちらの委員会の方もまだ1回も開催できていません。しかしながら、当然今おっしゃったような部分については点検をしていくという部分がございますので、そちらにつきましても早急な開催の方の指示をしてみたいと思えます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほどの答弁でも、なかなか開催ができていないのが現実であるのかなと私は理解をいたしますが、基本条例は昨年度策定をされていると、その中で町として財政計画の見直しと、そして財政運営方針の確立の考え方について答弁を求めたいと思えます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 財政計画、財政運営方針ということで、まずもって、合併して今9年目になります。いずれかは交付税が削減がされていくということの中で、社会資本は数多くあります。その中でやはり今後における補修等も含めて長期的な数値を出して、それで財政計画につきましては、消費税が今この4月から上がりました、来年の秋からもまた上がる予定とされています。国の統計では賃金は上がっても出て

行く方が多いというそういう現状であります。

25年度決算につきましては、後日詳細説明をするわけなんです、町税としては増えているんですが、もうこれがおそらく天かなということを思っております。したがって、実入りがやはり限られてくるということは歳出する方で聖域なき見直しをしていく必要があると思います。

しかしながら、議員からご質問いただいているように、行政ニーズはやはりあります。必要とするところには必要とする予算を措置していく必要もあります。そういったことを踏まえまして、財政計画、毎年予算編成において策定をしているわけですが、その点も踏まえてしっかりと予算措置をしていく必要があろうかと思いません。

そして、財政規模がやはり、まだ愛荘町は人口が増えておるんですが、いずれにしても、また人口が減っていくということは予想されます。そして、社会保障費、経費全般にやはり増加傾向にあるということも承知もしております。必要とするところに必要な予算を措置する、当然それが大前提であります。その中で、取捨選択、施策の取捨選択をいずれしていく必要があるというふうなことを思っております。そこは苦渋の決断といった部分もいずれかはする時がくるのかなというふうなことを思っております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） まず、今ほど部長の方から財政計画の見直しと財政運用方針の確立の答弁をいただきました。理解する部分もございしますが、進めていくことによって事務事業の整理また合理化が出てくると思うのです。そのために無駄な徹底排除および事務の合理化について答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 事務の合理化ということで、特に電算関係につきましては相当いろいろなシステムを入れております。それによって相当事務改善はなされている部分があるかと思えます。一方で、やはりまた組織そのものの絶えず見直しもしておく必要があるのかなというふうに思えます。先ほど申し上げました、午前中も介護保険のご質問もいろいろいただいているわけなんです、また子ども子育て支援制度もまた変わります。新しい施策が増えてくるということは、その部分について、人員配置とかそういった部分もやっぱり、ちょっと量が見えないので、ですからはっ

きりしたことは申し上げられないのですが、絶えず見直しをしていかななくてはいけないのではないのかというふうに思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 組織の見直しと事務事業の部分もお聞きしましたが、そのためには、やはり職員の人材が育成が必要と考えます。町の人材の育成についての見解を聞きたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 職員の研修、これは必要です。職員の人材育成方針というのを大枠のものを定めておまして、毎年、研修の事業計画というものを策定しております。特に昨今、例えば、今年ですと、この4月に17名の職員が入っております。今、職員、町長、教育長を除いて174名が実数ということであります。概ね1割の人が新しく職員として入ってきている。即戦力としてしてもらわなくてはならないのですが、なかなかやっぱりしんどい部分がある。そこはやはり研修に行かして、それで日々の業務、即活用できるような形で研修に行ってもらっています。

特に今年ですが、西大津の方に国際文化研修所（市町村職員研修所）というのがございまして、講師が派遣されるということ、今年をあえて研修の参加を指示しております。北海道から沖縄まで全国から、いわゆるモチベーションの高い職員が受講に来っております。そこで受講することによって、やはり自分もきっちりやっていかなくてはいけないという自覚を持って帰ってきます。JIAMの研修については短くても3日間、宿泊研修なんですけれども、そういったところに派遣することによってやはりモチベーションの高揚を図り、そしてまた全国各地の市町村職員との情報交換もできるといったことで、そういった部分で人材育成についても今後も積極的にしておりますし、今後におきましても展開をしていく必要があるというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） まず、今部長の方から今年度の職員さんが17名入ったと、全体的な職員数もお聞きいたしました。そして、日々の今日までの研修等の説明もいただきましたが、研修に行った職員たち、成果はどのように判断しているのか。いろいろな研修を今おっしゃいましたが、どのような成果が出ているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 研修の成果であります。研修受講後におきまして、復命書といった形で、すべて総務課そして私もチェックしております。その中で特に気になっている部分につきましては、あえてこちらの方でマーカーラインを引いて、そこに着眼をして仕事をするようにといった形で合わせておりますし、やはり、特にJIAM のことばかりお話をして恐縮なんです。それに行くことによって中央から講師が来る、より専門的な内容、よりわかりやすい内容ということで、やはり得るものが多いということで、復命以外でこの間どうやったというような話もするんですが、やはり行ったことによって、今後に活かせるものがあつたという形で話も聞きます。当然その部分は今の現場で活かしていただきたいということを、あえて申し上げて、日々の業無に活用していただくようお願いしています。そのモチベーションがずっと続くといいのですが、やはり人間ですから、その辺についてはまた機会を見つけて話をするような形で取り組んでいるところでございます。基本的には井の中の蛙であつてはいけないことだと、やはり忙しくてもそういった研修を自ら手を挙げて行ってほしいなということを思っておりますし、あえて命令という形でしている部分は今年には特にあります。以上です。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほど縷々説明をいただきましたが、そこで少しずれるかもわかりませんが、愛荘町の行政改革推進委員会の設置要綱は平成18年の1日に63号というのがあると思います。今日までの委員会がどのような協議内容をされて、何回ほど開催をされておられるのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 昨年4月に私は総務課長をさせていただいたんですが、実は昨年4月以降開かれていないというのが現状であります。一番初めに事務改善委員会というものを組織しなければいけないのですが、それも動いていない状況であつたということで、まずそちらの方をする必要があるというふうに思います。

平成18年に合併をされて提言が、質問にもございますように、平成20年の3月と平成22年1月にいただいております。概ね、それに応じて改革はなされているんですが、それ以降、ちょっと設けていないというのが実情であります。これはもう動かす必要があるというふうに認識しております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほど行政改革推進委員会を動かす必要があるという答弁だったと思います。ネットから見ますと、要項があるわけです。町長が委員会の会議を招集するとかいう部分が、しっかりやってもらって、現在動いていないでは全然だめだと思います。やはり、この中のいろいろな要項、規則の中でも、今合併してから、動いていない部分があると思います。

一度、そこから全部が、各原課が精査していただきながら、本当に動いているか動いていないか、必要であるか、ないのかという検討もしていただきたいと思っておりますが、そこで、次に、すべての世代が安心して暮らせる愛荘町についてであります。

まず、これからのまちづくりは町民と行政が目標を共有し、各種団体との協議によって進めなければならないと私は思っております。先ほど答弁でも防災や防犯などに取り組んでいるというような答弁をいただきましたが、そのために各種委員会等の公募委員の枠の拡大や、町民による施策提言の制度の創設のような仕組みをつくって、政策形成過程から町民参加ができるような体制はできないのかどうなのか、町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 今ご提案いただいた部分については、やはり必要であるのかなというふうに思います。自治基本条例の推進委員会も1つであろうかなというふうに考えております。これだけ社会情勢が変化に飛んでおりまして、物事のスピードは速い、やはりその中で行政としてきちんと判断すべき点はしていく必要もあろうかと思っております。貴重なご提案という形で判断させていただきたいと思っております。以上です。

○9番（本田秀樹君） けっこうです。

○議長（吉岡糸ミ子君） これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会すること

に決定しました。

再開は9月8日月曜日、9時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。
ご苦労さまでございました。

延会 午後4時11分